

## 平成29年第2回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第54号

平成29年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月29日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成29年6月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 平成29年第2回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月8日（木曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 合 田 正 夫	4番 三 好 郁 雄
5番 白 川 正 樹	6番 関 洋 三
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 田 岡 秀 俊	

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
-------------	-------------

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章      議会事務局係長 平 田 友 彦

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	常 包 英 希
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	萩 岡 一 志	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	見 間 照 史
教育次長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	水道課長	天 米 賢 吾
地籍調査課長	池 下 尚 治		

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○田岡秀俊議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、11番、松下一美君、12番、三好勝利君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

**○田岡秀俊議長** 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

2番、川西米希子さん、1番目の質問を許可いたします。

**○川西米希子議員** 議場の皆様、また、ふれあい放送をお聞きの皆様、改めましておはようございます。

けさは雨にぬれた木々の緑が一層色濃く感じられました。昨日、四国地方にも梅雨入りの発表がされました。作物にとっては恵みの雨の季節ですが、まだ夜間は冷える日もあります。どうか皆様、御自愛ください。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

今回は、子育て支援（就学援助等）について、障害者、高齢者支援（ヘルプカードの導入）についての二つの質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援についてお尋ねいたします。

日本国憲法第26条には、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。全ての国民は法律の定めるところにより、その保護

する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とするとあります。保護者に対する義務が第一義的な義務の内容となっていますが、無償による普通教育を受ける機会の提供が憲法上義務づけられています。

法律により、現在、授業料と教科書代に保護者の負担はありませんが、全てが無償ではありません。公立学校であっても、給食費、修学旅行費、図書・学用品、実習・教材費等々、さまざまな費用がかかります。そのために、市町村が経済的理由によって就学困難と認められている児童または生徒の保護者に対して必要な援助を行う要保護児童生徒援助費補助金制度があります。

就学援助については、学校教育法第19条の規定により、市町村において適切に実施されなければならないとされています。本町においても、要保護児童生徒の保護者に対して、また、教育長が要保護に準ずる程度に経済的に困窮していると認める準保護児童生徒の保護者に対して、学用品、通学用品、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等と、学校給食費、医療費について援助が行われています。

しかしながら、就学援助のうちの進入学児童生徒学用品費等支給において、現在は入学後となっています。入学準備を行うのは入学前であり、ランドセル、かばん、制服など、特に入学時の準備には多額の費用がかかります。援助を必要とする時期に速やかに支給が受けられるよう、入学前に支援を行うことがより現実に沿った援助となるのではないのでしょうか。

また、全国的にもひとり親家庭の母親の就労率は高いが、子育てと仕事を両立させるとなると、パートや派遣、契約社員として働かざるを得ないため、収入は低く、厳しい生活を余儀なくされている家庭が多いと言われています。就学援助を受給する保護者に対しても、経済的自立に向けたさらなる後押しや支援も必要だと思います。

二つ質問をさせていただきます。

全国的にもひとり親家庭がふえていると言われています。ひとり親家庭の増加に伴い貧困率も上昇し、児童扶養手当の受給世帯も増加していると思われませんが、本町における児童扶養手当受給者数の近年の推移についてお尋ねいたします。

もう一点、本町における就学援助率は、近年の推移も踏まえてどのような現状にあるのかお尋ねいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員の一番目の質問は、まんのう町における児童扶養手当受給者の近年の推移についてでございます。

児童扶養手当の受給者は、平成27年157人、平成28年158人、平成29年163人となっております。

香川県の受給者数は、平成24年9,702人をピークに減少し、平成27年には9,038人となっております、約6.8%の減となっております。

続きまして、就学援助認定者についてでございます。

本年度においての認定者の数は、中学生が49名、小学生が59名となっております。これは、中学生では11.2%、小学生で6%、全体では7.6%という就学援助費の支給率でございます。

昨年度の就学援助費の支給率が7.2%、一昨年の支給率が6.7%であることから、わずかずつではありますが、年々ふえてきているのが現状でございます。

以上、川西議員さんの一番目の御質問への答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、2番、川西米希子さん。

**○川西米希子議員** ありがとうございます。御答弁いただきました。

まんのう町においては、わずかですが増加をしてきているという、このような御返答をいただきました。

生活困窮から脱出をするには、ひとり親であっても、子育てをしながら正社員として働き、生活、子育てに必要な収入を安定して得ることが望ましいことだと思います。そのためには資格取得を目指すことも重要な選択肢ではないでしょうか。

本町の福祉保険課担当の事業に母子家庭自立支援給付金事業があります。母子家庭の母親の積極的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とした事業です。

取得を目指す対象となる資格には、看護師、介護福祉士、保育士、美容師等があります。この事業について、町ホームページに掲載をされていることは承知をしていますが、母親の経済的自立に向けて、より積極的にこのような資格取得に関する情報提供や推進を行うことも重要であると思います。

質問をいたします。

この事業により、これまでに資格取得をした事例、今現在、資格取得に向け取り組まれている事例はありますか。

また、母子家庭の生活相談、就労相談、自立に向けての資格取得、母子家庭自立支援給付金事業の取り組みについてお尋ねいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

母子家庭等自立支援給付金事業についてお答えいたします。

母子家庭等自立支援給付金事業は大きく二つに分かれ、一つは母子家庭の母または父子家庭の父の能力開発を支援するもので、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の6割を支援するものでございます。この事業では、直近3年ほどでは、まんのう町では該当がありません。

そしてもう一つの事業が、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業であり、これは議員御指摘の事業であり、母子家庭の母、また、父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間について高等職業訓練修了支給給付金を支給することで生活の負担の軽減を図り、資格の取得を容易にするものでございます。

この事業では、訓練促進給付金が平成27年及び平成29年にそれぞれ1件支給決定されております。この2件は同一人であり、医療系の資格取得を目指したものです。

香川県全体の実績を申し上げますと、訓練促進給付金が平成26年度からの3年間で17件です。修了支援給付金が同じ3年間で15件となっております。

母子家庭等への相談につきましては、児童扶養手当現況届案内状発送時に各制度のチラシを同封するとともに、届け出時に相談を行うなどいたしております。

また、該当者の出生、転入、または離婚等の戸籍の異動時を主な機会と捉えて、困っていることや家庭の現状、あるいはひとり親の自立に関するサポート事業の案内等、相談を行っております。

その中で自立に向けた就労につながるよう、母子家庭等自立支援給付金事業を実施いたしております。中讃保健福祉事務所と連携を図っておるところでございます。

以上で、川西議員の再質問への答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、2番、川西米希子さん。

**○川西米希子議員** ありがとうございます、御答弁いただきまして。

母子家庭自立支援給付金事業につきましては、27年、29年と2件の支給があったと、このように御答弁をいただきまして、私も少し安心をしたところでございます。

母子家庭自立支援給付金事業については、本町のホームページのくらしのガイドの中に掲載されています。しかしこれは、今現在、有効な情報でしょうか。母子家庭高等技能訓練促進事業費について、ことは既に平成29年ですが、町のホームページには、母子家庭の母が看護師、介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業をする場合に、平成23年までに修業を開始した方については、月額14万1,000円、市町村民税課税世帯の方は月額7万5,000円、修業期間終了時に入学支援修了一時金を5万円、市町村民税課税世帯の方は2万5,000円支給することで生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものとありますが、掲載の日付は平成21年9月17日です。既に7年と8カ月が経過し、私が確認したところによりますと、法律の改正に伴い、この制度は金額等既に新たな制度に変わっているのではないのでしょうか。御確認をいただければと思います。

今現在、住民の皆様からも、ホームページの充実を求める声もあります。常により新しい情報提供とともに、児童扶養手当の現況届等の機会に個別に情報提供を行うなど、一歩を踏み出す後押しもさらに必要ではないでしょうか。

私も議員になる前に、同じ職場で働きながら、資格を取るために学校に行っていた人を何人か知っております。金銭的な支援も当然必要です。しかし同時に、経済的自立に向けた御本人の意欲に働きかける支援もさらに必要だと思います。自治体によっては、機会を捉えて個別に情報を提供するなど、積極的な取り組みもあるようです。

質問をさせていただきます。

就学援助の周知、申請書の配布方法、支給方法についてお尋ねいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 川西議員の再々質問は、就学援助費の支給にかかわる手続方法についての御質問でございましたので、教育委員会からお答えいたします。

まず、町民の皆様への周知でございますが、1月号と4月号の広報誌にて就学援助を受けられる対象者などをお知らせしております。

また、新1年生を対象とした各学校での入学説明会においてもお知らせし、申請を希望される方には、申請書を配布いたしております。

各学校に提出された申請書をもとに、民生委員の御意見を聞くとともに、4月以降に在籍する学校の校長が申請内容を確認し、認定要件を満たしてございましたら、就学援助費の支給について教育長名にて認定することといたしております。このような手続の後、就学援助費は学期ごとに学校を通じて認定された保護者に支払いが行われます。

以上、川西議員の再々質問への答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、2番、川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

必要な時期に必要な支援を行うための就学援助費、新入学児童生徒学用品等の支給、入学前の支給についてのお考えをお尋ねいたします

**○田岡秀俊議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費等にかかわる援助費の支給時期についての御質問でございます。

新入学児童生徒学用品費等にかかわる援助費につきましては、先ほどお答えしましたとおり、現在の認定方法と支給方法は在学する学校を通じて行っていることから、実際に支給しているのは7月となっております。

しかしながら、川西議員さんの御指摘のとおり、入学準備を行うのは入学する前であり、ランドセルや制服の購入に多額の出費が必要となります。ランドセルや制服を購入する時点の前に就学援助費の支給を行えば、援助を受ける保護者にとっては経済的な余裕が生まれることも十分理解できます。

このようなことから、できるだけ早い時期での支給ができないかと検討し、今年度は例年よりも早い5月に支給いたしておりますが、これも実際の入学準備の時期には間に合っておりません。

今後は、入学準備の前に新入学児童生徒学用品費等にかかわる援助費が支給できるよう、認定方法などを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、2番、川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁をいただきましてありがとうございました。大変に前向きな御答弁をいただきましたこと、うれしく思います。

現在はランドセルの購入に関しましても、ラン活という言葉があるそうです。翌年入学する子供のランドセル、早い地域では1年前の4月から販売が始まり、より機能的なもの、

デザイン性の高いもの、小さな体への負担がより軽いものを子供たちを買ってあげたいと、親や祖父母が熱心に行う活動のことです。オーダーメイドのランドセルや、夜道も安心なLEDのついたランドセルも最近はあるそうです。予算の許す中でよりよいものを早目に準備してあげたいと思うのが保護者の共通した思いではないでしょうか。ことし、やっとの思いで子供の入学準備を整えましたとの、お一人で子供さんを育てている保護者の方のお声をお聞きいたしました。周りのお友達が入学準備を進める中で、寂しい思いをする子供さんがいませんように、できる限りの早い段階での新入学児童生徒学用品等の支給の実施を要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問を許可いたします。

**○川西米希子議員** 二つ目の質問に移らせていただきます。

障害者、高齢者支援であるヘルプカード、ヘルプマークの導入について質問をさせていただきます。

ヘルプカードとは、障害のある方などが常に携帯をし、災害時や外出時、日常生活の中で支援が必要になったとき、周囲の人に提示をし、支援が必要であることを伝え、手助けをお願いするためのものです。カードには名前、緊急連絡先、必要な支援などが記載されています。ヘルプカードは聴覚障害者や知的障害者など、一見障害者とわからない方にとっても、周囲に支援を求める際に有効です。高齢者にとっても、安心な暮らしにつながると思います。

手助けが必要な人の中には、困っていてもなかなか周囲の人に伝えられない人もいます。また、周囲の人の中にも、手助けが必要かどうか判断に迷う、どう手助けをしたらいいのかわからない、このような人もいます。

ヘルプカードを提示することで速やかな手助けを受けることにつながり、また、手助けをする側にとっても、手助けをしやすい環境づくりにつながるのではないのでしょうか。

東京都がヘルプマークを作成、ヘルプカードの標準様式を定めたことで、現在、東京都内の市区町村にとどまらず、作成をする自治体は全国に広がっています。

香川県内においては、三木町が既に作成をしています。

国は、ヘルプマークを案内用図記号を規定する国内規格JISに、ことし7月から追加する方針を発表いたしました。

ヘルプマークは縦長の長方形、赤地に白抜きで、上がプラスで下にハートがデザインをされています。今後はこのヘルプマークがさらに普及し、私たちもあらゆるところで目にするようになるのではないのでしょうか。

また、今後はどこでヘルプカードやヘルプマークによる支援が求められることになるかかもしれません。このマークの持つ意味を私たちも理解をしておくことが必要だと思います。

元気まんまんまんのう町の平成20年度から平成29年度のまんのう町総合企画地域福祉推進の中には、全ての住民が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めます

と書かれています。

また、住民の取り組みとしては、子供から高齢者まで相互に助け合う地域福祉、コミュニティーづくりを進めますと、住民に求める役割も示しています。ヘルプカードやヘルプマークの普及は、住民共通の助け合う意識にもつながるのではないのでしょうか。障害者や高齢者が住みやすい町は、誰もが住みやすい町であると思います。

個人情報に記載されることから、御本人の了解や慎重な取り扱いが必要ではありますが、障害者の方、高齢者の方のさらなる支援としてヘルプカードの導入、ヘルプマークの導入についてのお考えをお尋ねいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの2番目の質問は、障害者、高齢者支援のためのヘルプカードの導入についてでございます。

ヘルプカードは障害のある方、また、高齢者で介護を必要とされる方などが、災害時、また、日常生活の中で困ったときにこれを提示し、必要な支援や配慮を周囲の方に求めるために携帯するカードでございます。

このカードには、カード所持者の緊急連絡先や必要な支援内容などが書き込めるようになっております。このようなカードは、防災カード、安心カードといった名称で、主に障害者団体であったり、また、市町村単位で導入されている例もございます。

このヘルプカードは、活用され初めての日が浅いこともありまして、十分に住民に周知、認知されているとは言えない状況でもあります。一人でも多くの方がヘルプカードを認知、理解することで、その存在意義が生かされ、手助けを必要としている方々に寄り添い、そして安心につなげていくことになろうと考えております。

さて、このヘルプカードの現在の導入状況を見ますと、東京都など七つの都府県で導入されている状況と認識いたしております。県内では、三木町で活用が始まっております。

本町では、東南海、南海地震が起こる可能性を否定できず、万が一、大規模な災害が発生し、避難所の開設といったことになれば、その避難所においてコミュニケーションがうまくとれない方などがこのカードを提示し、周囲の配慮や手助けをスムーズに求められようにするため、また、日常生活においても活用が図られよう、ヘルプカードの導入は喫緊の課題と考えております。

しかしながら、例えば自動車の初心者マークのように誰もが当たり前にその存在と意味を認識しているように、まんのう町のみならず、香川県民全体としてヘルプカードについての意味を知っていただく必要がございます。そのため、ヘルプカードの周知にも力点を置く必要もあります。

また、このカードには個人情報も多数記載されることになることから、カードが悪用されることのないような工夫も必要かと考えております。

そのようなことから、今後につきましては、香川県と連携を図り、ヘルプカードの導入に向けて検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、2番、川西米希子さん。

**○川西米希子議員** 御答弁いただきましてありがとうございました。

広く香川県内においてこの導入が求められると私も思います。

また、町内におきましては、ヘルプマークの持つ意味をまず住民の皆様にお伝えいただければと思います。

さまざまな団体等が独自の手帳等を作成している例もあるかとは思いますが、統一されたものがあればよりわかりやすく、住民の皆様にも支援を求めるための周知、広報を広く早く行うことができると思います。

現在は支え合う仕組みづくりが必要な時代です。ともに支え合うためには、あらゆる角度からの支援を考えていかなければならないのではないのでしょうか。ヘルプマークもヘルプカードもその一つになると思います。

支援を求める側と支援をする側がつながるきっかけとなるヘルプカードの取り組みを提案いたしまして、きょうの私の一般質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、2番、川西米希子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、合田正夫君、1番目の質問を許可いたします。

**○合田正夫議員** おはようございます。きょうは、朝、起きたら、ヒマワリが1本咲いとして、気分のおえところまで一般質問をさせてもらおうと思っとるんで、ええ答弁をお願いしたいと思います。

まず、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

育樹祭について、今、わかっていることを全部答えていただきたいのと、今から一般質問を出してあるんで、準備対策室ができて、どのように今の時点で決まっているのか、また、警備の対策、これはイノシシの対策とかいろんな警備が入りますけど、それと、あそこの入り口の前に、森林公園のぼり口に池があるわな、新池いう。あそこの池の下に木やごみくずがようけ浮いとるんやけど、あんなにもまた掃除をどないするか聞かせていただきたい。

それと、もし雨が降った場合に、スポーツセンターまんのうでするようになって思うんやけど、スポーツセンターだけで間に合うんやろか、そこら辺の答弁もお願いしたいと思います。

それと、まんのう町の一般の住民がどれぐらい入れるのか、わかっている範囲でお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 合田議員さんの1番目の御質問は、育樹祭についてでございます。

第41回全国育樹祭は、公益社団法人国土緑化推進機構と香川県の主催によるもので、実質的には県が主体となってその内容を具体的に計画し、実施しているものでございます。

その実施計画につきましては、昨年度末の3月29日に開催された香川県実行委員会で

決定され、式典行事の内容などについて明らかになったところでございます。

香川県では、現在、それに沿った会場整備に着手しており、具体的な式典行事の演目内容やおもてなし広場の概要、実施体制などについては、近々、決定する予定であると聞いております。

これまでに本町に関係するものとしたしましては、式典行事で行われるアトラクションに佐文綾子踊り、讃岐まんのう太鼓、杉の上太鼓台の出演が決定しており、町内の緑の少年団も式典行事の介添え役などとしての参加が予定されておりますが、おもてなし広場への本町の出展については、これから県との協議を行い、決定していくことになります。

また、皇族殿下の奉送迎や行啓ルートなどに関しては公表されていないことから、現時点では未確定の部分が多く、本町としては、関係機関との協議により、準備できることから順次取り組んでいきたいと考えております。

警備体制についてでございます。

この4月1日付で、香川県警察本部に全国育樹祭警衛警護対策室が設置され、現在、会場周辺等の調査が行われているところでございます。

本町における皇族殿下や県外からの参加者の受け入れ態勢等の整備につきましては、今後、県警本部等と協議の上、遺漏のないようにしたいと考えております。

次に、イノシシ対策でございますが、県に確認したところ、当日は会場にみどり保全課の鳥獣対策担当を配置するなどの対策の検討を進めているほか、式典会場の芝生広場のイノシシ被害につきましては、芝生の養生期間を考慮した工期を設定の上、侵入防止策の設置などの対策を講じた整備を行う予定とのことでございます。

また、議員御指摘の式典会場周辺のごみ処理などにつきましては、行啓ルートなどの環境整備とあわせ、今後、県や土地所有者等との協議を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

次に、荒天会場となっておりますスポーツセンターまんのうの使用についてでございます。

当日、晴天会場での式典行事開催が不可能になった場合には、会場に合わせて参加規模を主要な参加者1,000人程度に縮小し、開催されることになっております。

また、荒天とは気象警報が発令されるような事態であり、多少の降雨等では実施されると聞いております。

最後に、まんのう町民の式典行事参加者数についてであります。

式典行事への参加者につきましては、県実行委員会からの推薦者のほか、県から地元開催町であることを考慮の上、町推薦者100人が割り当てられておりますが、これにつきましては、県の示す選考基準に基づき町内の各種団体等の役員などを中心に選定し、先日、名簿を提出したところでございます。

また、式典行事に参加する地元団体や緑の少年団、おもてなし広場での要員は総勢500人程度になると予想しており、これらを合わせますと、現時点では600人規模の参加

になると想定されます。

これ以外の町内の参加希望者につきましては、一般募集に応募していただくしかなく、現在、県内外合わせて600人程度、6月末の締め切りで募集が行われており、応募者数が定員を超えた場合には抽せんとなりますが、できるだけ多くのまんのう町民の方々に参加していただきたいことから、現在行われております町政懇談会でも参加者募集の説明をいたしており、広く周知しておるところでございます。

香川県の実施計画にはまだ未決定事項も数多くありますが、県同様にまんのう町も育樹祭を成功させるという目標に向かって、今後、迅速かつ着実に準備を進めてまいります。

また、情報が入り次第、順次、お知らせしたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御協力、御支援のほどよろしくお願いいたしまして、合田議員の1番目の答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** わかりました。それで、イノシシ対策の分で、芝生広場だけ囲む。それ以外、山は広いのに、どっから出てくるやらわからんわな。そういうのはやっぱりいろんな警察とか猟友会とかそういうのも出て、山全体を警備するようになってるんかいな。

それと、もし雨が降った場合に、今、町長が言いよった1,000人ぐらいいうたら、せっかく来てくれとんのに、1,000人以外のもんはそれでもう終わりになるんか、何とかせないかんのとちゃうんかな。

それと、花いっぱい運動やいうて、花もどこでどういうふうにして花を出して、やっぱり通り道ずっと置くもんか、ところどころ置くもんか、そこらのことをちょっと聞きたいんで。

**○田岡秀俊議長** 答弁、農林課長、森末史博君。

**○森末農林課長** 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、会場周辺のイノシシに関する警備ということでございます。

警備につきましては、会場周辺、もちろん警察が広く配備されております。それから、先ほど言いましたように、県の職員のほうも配備するようでございます。なお、会場周辺は、当日、バスがどんどん入ってきますし、人も大分おりますので、相当ざわざわするような状態になってくると思います。このことから、イノシシのほうは寄ってくる心配はないかもしれないが、警備のほうは万全を期すということでございます。そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

それから、参加者は、県内外合わせて5,000人の方の参加者がございます。これが荒天の場合は1,000人になるということでございまして、相当出られない方が生じるということでございます。実際には、今まで中止になったことはないということでございまして、雨の中でもかっぱをお渡しして、非常に環境は悪いんですが、そうやって我慢していただくような格好になると思います。

もしもですが、少なくなりますと、町のほうでも確定しているのは町長と議長と、この

お二人のほうは1,000人の中には入ってくるんですが、やはり県内遠くからおいでいただいた方、こちらのほうの、それも一般の方は入れないかもしれないんですが、そういう方には何か会場の映像とか見える部分を考えなければならないのではないかというようなことを、県のほうは、今、検討をしているというところでございまして、まだ公にはされておりませんが、そういう部分は検討はしているということでございます。

それから、花いっぱい運動でございまして。

花いっぱい運動をやっておりまして、学校、それから公民館のほうで御協力いただいて、感謝いたしているところでございます。学校のほうも卒業式、入学式、この時期に花を咲かせていただいたところもあります。花を見ていただいて、育樹祭のことについて御理解いただいていると思っております。

公民館のほうにつきましても、学校よりもちょっと遅い時期にお願いしたんですが、花をいっぱい咲かせていただいております。

会場周辺とか、それから道路沿道に、これまでの育樹祭をやった県では花を配置しているところもございまして。まず沿道につきましても、先ほど町長のほうからも答弁ありましたように、行啓ルートが決定しておりませんということで、今後、警察と協議して、花を飾ってもよいか、のぼり等もございまして。これについても警備の上で邪魔にならないようにしなければならぬということで、今後、検討してまいりたいと思っております。

それと、会場周辺になりますと、それこそ旗を振っていただくとか、そういうふうなことを住民の方にしていただきたいと思っております。そういうところで、町道の部分ですので、これは町のほうで決定できる部分もあろうかと思っておりますが、結局は警護の関係がございまして。警察との十分な協議を重ねて決定していきたい。

会場内につきましても、県の範疇といいますか、守備範囲になっておりますので、県のほうが警察と協議しながら、それから緑化機構と協議しながら決定していくことになろうかと思っております。以上でお答えになったでしょうか。

**○田岡秀俊議長** 3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 前回、天皇陛下が来たときは、式典を四条小学校の体育館でしたわな、昔。そのときは今の天皇陛下やき、皇太子さん来たときには、沿道で小学校のところからずっと並んで旗振ってしよって、結局はそういうあれもあるし、それと会場、もしそこで済んで、例えばまんのう庁舎へ寄るとか、そういう寄るところはないんな、それをちょっと。

**○田岡秀俊議長** 答弁、農林課長、森末史博君。

**○森末農林課長** 前回の植樹祭の折に、休憩で農改センターのほうへ寄られたと思っております。今回、まだ途中寄るところが確定しておりません。それでも庁舎へ寄っていただける可能性があるのではないかということで、御存じかもしれませんが、ちょっと伸びておりました前のツバキ、そのあたり、今、整備しているところでございます。寄ることがあるかもしれないということで、今後、少しずつ準備をしてまいりたいとは考えてお

ります。

これにつきましても、宮内庁の意向、それから県の知事公室長、こちらのほうと協議しながら進めてまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 今、課長が答弁した中で、休憩で農改センターへ寄るとかいうて、農改センターへもし寄る場合、役場とかへ寄る場合やったら、ここらの前を通るときには、人が出てせないかんのやろ。素通りして、出迎えするのに、やっぱりそういうのやったら、ここらの地域のものにも決まった時点で早う連絡せないかんし、それやったら、また役場の前でなしに、通り道ぐらいはヒマワリみたいななんも植えたって、花が咲くんやったら、種とらんのやったらできるわな。そういう考えはあるのか、ないのか。ただ役場の前だけ植えて、ちょっとほかの道筋でも、もしここを通るんなら、そういうあれがあるか、ないか。

**○田岡秀俊議長** 農林課長、森末史博君。

**○森末農林課長** 合田議員さんの再質問にお答えします。

まんのう町、ヒマワリがこの夏場にいろんなところで咲きます。昨年までもこの前のほうでヒマワリ咲いてございました。冬場に咲くヒマワリ、冬場といたしますか秋ですか。秋に咲くヒマワリもございますので、そこにヒマワリを咲かせられるのではないかということで、今、ちょっと計画中の部分がございます。

ただ、これ、秋にヒマワリを咲かせているところが全国的にも余りございません。ということで、確実に咲くかどうかというのが非常に不安視する部分もございますので、広い面積でこれをするということはなかなか難しいかなと。とりあえずお寄りいただける可能性が高い位置で、このヒマワリ作付をちょっと挑戦してみようというふうに計画しております。その場所については、前が最有力候補にはなっておりますが、今、計画しておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 今、課長の答弁を聞いたんやけど、去年、ヒマワリつくって、とった後の分が出てきて、11月いっぱいにはヒマワリは咲いとった。それやったら、また9月ごろに植えたら、絶対に咲く。使った分が出てきて咲いたぐらいやったら、咲かんことはない。そういうあれもあって、植えたもんやったら多分咲くと思う。一遍とって、後、使った分でも出たきん。12月ぐらいまでは出たで。ほいじゃきん、そういうあれもどういうふうにしたらええか、それとか、あとは学校の前とか会場周辺だけで、普通の花とか何じゃかいをするだけ。休憩するところやったら、その外ら辺でも花を並べて置くとか、そういうのもええと思うんやけど、そういうのははっきりわかってないきん、警備や何やかがまたわかった時点で言ってくれたらええんやけど、そういうのんもあるきに、もう一遍、答弁。

**○田岡秀俊議長** 農林課長、森末史博君。

**○森末農林課長** 合田議員さんの再質問にお答えします。

貴重な御意見ありがとうございます。私、十分、町内各地ですけど、冬場の部分を確認しているわけではございませんで、ちょっとヒマワリがぼっと咲いてるなというのを見たことはございますが、恐らく咲いてくれるとは思っておるんですが、何しろ、今回、皇族殿下がおいでになるということで、咲くのであれば、一面にきれいに咲いていただきたいということでございます。咲くのは咲くと思うんですが、きれいに咲いていただくということを目指して努力してまいりたいと思っております。

合田議員さんもこれまで栽培のほうをされてこられたということでございますので、また御指導いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** それ、今以外で、この育樹祭についてわかっておることは全部言うてくれたのかな。残ってあることがあったら、言ってくれたら。ないんであれば、1番目の質問を終わりますんで、また今から検討課題はようけあると思うんやけど、やっぱりみんなが、来てくれたもんが喜ぶようなことをまんのう町としてするべきだと思うんで、よろしく願いして一つ目の質問を終わります。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問を許可いたします。

**○合田正夫議員** 二つ目はまたちょっと難しい問題やけど、答弁してもらわれへんかな。

各課の対策について、4月、新年度が始まって2カ月が終わりましたが、各課の配置とか人員のあれが町としてうまくいったか、いかんか、まずそれを聞かせていただきたい。お願いします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 合田議員さんの2番目の御質問は、新年度が始まり2カ月が過ぎましたが、課の配置、人員はうまくいっているのかという御質問でございます。

本年度、町長部局では育樹祭の年であり、新たに農林課内に全国育樹祭準備室を新設いたしました。

また、教育委員会では、合併当初、配置しておりました次長級を復活させ、新たに教育指導室も配置しております。

住民サービスを主眼として、退職者の補充する意味から、新たに課長級6名が昇格し、うち1名は女性課長が誕生しております。

職員も5年以上の職員は原則異動ということとして人事異動を行っております。組織として異動に伴う事務の引き継ぎ等のために一時的な事務の遅延は当然であろうとは考えますが、おおむねスムーズに運営されておると考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** それでは、質問をさせていただきます。

例えば農林課、農家の、農林課いうたら一番町民の多いところ。1階に農林課があって、その関係で、2階の企画にあって、3階にまたある。それはしゃあないとしても、やっぱり農林課いうのは1階で一つにまとめてくれたほうが、町民の意見が結構多いんで、すぐ来たって間に合わなったら、ちょっと2階行ってくるわ、3階行ってくるわいうて、人を待たさないかんようになる。やっぱり農林課いうたら大事なところで、それとまた、国の方針で農業問題のいろんなことが変わってくるきん、やっぱり専門のものを置いてしていかんなら、補助金関係とかいろいろ来年ぐらいからがいち変わってくると思う。米も余っとるきん、つくらんで、何つくれ、かにつくれいうて。補助金、補助金いうたって、そんなんでも農家のもんやっていけるわけがない。農林課は大事なところやきに、やっぱりいろんなことを1階でまとめてするような考えがあるのか、ないのか、その答弁と、まずちょっと農林課の場合は人数が足らんとと思う。

それと、課の人間もあんまり知った人がおらんようになったとか、ある程度、知ったもんはやっぱり置かなんなら、ちゃんと考えてもらわなちょっと困ると思うんやけど、そこら辺の答弁をしてもらいたいんで。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 合田議員さんの二つ目の質問としては、1階、2階、3階に農林関係の事務室が分かれており、不便であるということの御質問でございます。

農林課の執務スペースの関係もあり、本年4月から育樹祭準備室を3階に設けましたが、ここに森林関係及び有害鳥獣関係事務も扱う職員を配置しております。

また、2階につきましては、ヒマワリ振興に関することであろうと思いますが、企画観光課の地方創生室で地方創生交付金に関する事務を行っております。この中でヒマワリ振興に関することも手がけておりますことから、ヒマワリの栽培より後の搾油、加工、販売について調査、計画、実施を行っておるところでございます。

ひまわり振興協議会が昨年3月に設立されまして以降、作付補助や栽培に関する部分と協議会事務につきましては農林課で担当いたしております。

まんのう町の庁舎は旧満濃町の庁舎を活用して、平仮名のまんのう町の本庁舎としておりますことから、広さや配置の問題が生じておりますことは、従来から、皆さん、御承知のとおりでございます。

さらに、合併以後、地方分権のもとに市町の事務量は増加しつつあります。このようなことから業務の分散化につながっており、私といたしましても大変心苦しく思っておるところでございます。

また、次の質問といたしまして、農業関係が多いので、農林課では人数が少ないのではないかと。また、1階に集約したらどうかという御質問でございますが、庁舎スペースの関係で、住民基本台帳、戸籍、環境、税務、福祉などの関係については多くの住民が関係し、来庁する機会が多いことから1階に配置しており、農林課につきましても、比較的窓口を

訪れる方が多いことから1階に設置をいたしております。

しかし、地方分権の推進とともに事務量も増加し、課の配置場所にも苦慮いたしております。人員配置につきましては、農林課だけでなく、おおむね全ての課から増員の希望は聞いておりますが、合併時には270人程度おりました職員数が、現在は215人となっております。

合併は地方自治体が規模を大きくして、大きくなったスケールメリットを生かして職員の削減や経費削減を図ろうとする取り組みでした。したがって、限られた人員を割り振って配置しております。

また、さきにも申しましたとおり、本庁舎は旧まんのう庁舎としての規模で建設されており、全ての業務を1カ所（現在、地籍調査課と健康増進課、水道課は本庁舎外に事務所を分庁しております）で行うのでは手狭であるのも事実でございますことから、なるべく早い時期に庁舎の再配置、支所の取り扱いなども含めて、一部分庁舎の考えも含めて、より住民サービスにつながるの何か、どうすればワンストップで迅速な対応がとれるかなどを含めて検討したいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御協力、御支援を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 私も町民も言いよることやけど、農林課の一番東の端、課があるわな。あそこのもんをほかの階へ移動して、農林課をあそこへしたら部屋もあるし、そのほうがええと思うんやけど、そういう考えは町長にはないんやろか。やっぱり住民はそのほうがええと思うんやけど、社会福祉とちゃうんかな、東にあるん。社会福祉いうたら仲南で主にしよるんやきん、無理に1階でせんでも、ほかと変えたら、農林課、下へ集約できるんでないかと思うんやけど、そういう考えがあるんか、ないんか、聞かせてくれたらええんやけど、やっぱり町民とか我々、そのほうが便利がええと思うんやけど、町長の考えどないなか。

それと専門の、これから国の方針が変わってくるので、どうせ雇うんやったら、そういうものを雇うか雇わんかの。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 合田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

合田議員さんが、今、おっしゃっておられるのは、ロビーの一番東側に社会福祉協議会が、今、出張所というような格好で設置されております。あれは、現在のところはロビーの一番東側の一部ということでございますので、執務スペースではないので、今のところはそういうサービスも必要かということで設置をさせていただいております。

なお、いろいろな面で先ほど町長のほうも御返事をさせていただいたんですが、課の配置等につきましては、育樹祭の準備室が11月をもって、育樹祭が終わりましたらまた廃止ということになっておりますので、それも含めて、その折には、もう一度、再編成について考えていきたいなと思っております。

なお、大きな配置を考えたときに、先ほど町長のほうからも分庁舎というようなお話もございましたが、そういうのも含めて総合的に支所の役割、そういう部分も含めて早い時期に検討する時期は参るのではないかなというふうには考えております。

それと、先ほど合田議員さんのほうが専門的な知識を持っておられる方をというような御意見をいただきました。現在、いわゆる子育て支援の保育所とか、福祉保険課の包括支援センターとかで専門職の方が働いていただいております。それ以外にも、合田議員さんおっしゃるように、農業とか林業とかそういう部分についても専門性が高い方がおられます。今回、4月に育樹祭準備室を設置させていただいたときに、県を退職されて、林業関係の知識の豊富な方を室長としてお迎えした例もございます。そういう部分も含めて、さきの3月定例会で任期付きの一般職員というような条例を御採決いただいて、設置をさせていただいております。これは、専門性の高い職員を新たに雇用するとかいうことが可能になっておる条例でございますので、こういう条例を使いまして、新たに専門性の高い職員については、順次、補充をしていきたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただいたらと思います。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** いろいろ考えていただき、ありがとうございます。

それと、今、課長が言うたんやけど、育樹祭が終わったら解散する言うたわな。そしたら、その専門のもんは、後、町で雇うような考えはあるんか、ないんか、それ、ちょっと聞かせてほしいんじゃけど。

**○田岡秀俊議長** 総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 合田議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

地方創生の総合戦略のほうで、町としましても農業は当然のことではございますが、林業についても力を入れたいというふうに考えております。林業については自然環境を守るという意味合いだけでなく、農林業の生産をふやすとか、今まで荒廃しております山につきましては、町内70%が山林でございます。これを復活させるのは町としても喫緊の課題だというふうに考えております。

それ以外にも、荒廃竹林もございますし、逆に遊休農地が山林化しておるということもございます。そういう部分も含めて、林業の専門家の知識を生かしていただく場は多くあろうと思いますので、どこに配置させていただくかという部分は、地方創生を担っていただくか、それとも農林課というような場所で林業を担っていただくか、そういう配置はあろうかと思いますが、専門家の方によりその知識を生かしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 3番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** ありがとうございます。念押しして、してくれるいうんで、もうこれで言うことないんで、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、合田正夫君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

**休憩 午前10時35分**

**再開 午前10時50分**

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 一般質問をさせていただきます。

よい雨だったですね。6月4日にはクリーン作戦で、私ども追上自治会は二宮飛行神社の掃除をやってました。私、やぶそぶり（とぐわ）で削ると、刃がちょっと3カ所欠けました。地面が角になっとなって、私のやぶそぶり（とぐわ）が高級品やったからか、安物やったかわかりませんが。

丸亀平野は麦の借り入れが終わりました。火を放ったところもあったり、それからヒマワリがもう1メートル超えてつぼみが出始めて、6月15日は満濃池のゆる抜きですね。我々の農地は躍動しておると、そんなところであります。

私の一般質問は、私が就任して以来、平成26年6月から平成28年、去年の6月までの間に9回質問に立っていて、27本質問してます。1回3本です。47個ぐらい私の集計では御答弁いただいております。

この答弁が、調査しますとか、検討しますとか、いろいろお答えいただいておりますけど、その後、どうなったのか。23項目の一覧表を提出して、これ、逐一、答えてもらうというわけにもまいりませんが、町長さんの側で大事と思うもの、あるいは私が関心のあるもの、その後、どうなったかお答えいただきたいということでもあります。

我々議員、割かし言いつ放しが多いですよ。その後のトレースせないかん。あんまり厳しいにトレースする気はないです。さっとやるだけやったらできるものもあるし、どないに取り組んだって、うまいこと進まんものもあったり、陣容が足りんから、金が足りんからできんというのもきっぱりと言ってほしいんです。これが1本目の質問でありまして、どうして着手してないのか、この原因を説明していただきたい。実施の見込みがないでと。竹林さん、そないいうたって、無理は無理じゃがなという話で結構でございます。これをちょっとお答えいただきたいということでもあります。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの1番目の御質問は、一般質問の答弁の実施や遂行の実績についての御質問にお答えいたします。

まず、平成26年6月定例会から平成28年6月定例議会までの竹林議員の一般質問に関連して質問をいただいております。これらは、産業、経済、福祉、建設、地域振興、自治、財政、教育など行政の施策を推進する上で必要な要素を網羅しており、各課各関係機

関が取り組むべき項目や数値でございます。

全てを取り上げてお答えするのは時間的にも難しいと考えられますので、今回は統計関連事項を中心に答えいたします。

まず、統計関係データはまちづくりの基本であり、ホームページに掲載するとともに、本町での活用については、各種データは現状分析、計画立案、実施方法、目標値を設定する上で他市町との比較、まんのう町の位置づけ、目指すべき方向性を定める判断基準、判断材料として有効かつ活用すべきものと考えております。したがって、データ解析できる職員の育成は当然と考えております。

したがって、農作物の生産実績、健康や疾病に関する統計、工業・商業の実績やその内訳、入り込み者数などの観光データなどの各種統計データにつきましては、既存のデータはもちろん、国、県などの公的な統計はもちろん、民間のビッグデータについても、今後は職員の教育や施策の立案の根拠に、さらに施策推進の指標とし、事務事業評価の指標として反映できるような環境づくりを目指したいと考えております。

また、農業政策、道路、河川など町単独では、引き続き、国や県に要望してまいります。

人口減少社会における住民が元気になる子育て支援、生涯教育などの各種方策は積極的に進めてまいります。限られた財源であることから、よく言われますように、選択と集中は必要であると考えております。

このように、質問項目の多くは総合計画やまんのう町まち・ひと・しごと総合戦略など、各種計画に目標や指標と関連しており、実施計画の中でそれぞれK P Iの設定、P D C Aサイクルの確立を意識して業務を遂行するように促してまいりたいと考えております。

未着手の原因の説明についてお答えいたします。

まず、まんのう町まち・ひと・しごと総合戦略は、昨年度末の2月に平成27、28年度の施策・事業内容の進捗状況や数値目標の達成状況について、各課が取りまとめた報告書に基づき、P D C Aサイクルの推進を図るために有識者会議の委員の方々に客観的な効果検証をしていただき、次年度へ向けての方向性を出しております。その結果は報告書としてホームページにも掲載しました。また、町の各種計画についてもP D C Aサイクルを意識しての実施を促しております。

そして、各施策、各事業の目標未達成の項目につきましては、個々の達成度を考察、検証する中で実施時期の変更や事業費不足、国費、県費、交付金などの未採択や申請額の減額決定等が考えられます。また、地域や各機関との調整結果に伴うことなどが要因として上げられると思います。

特に未着手（実施の見込みの立たないもの）の項目につきましては、実施計画を実行する際に種々条件を精査、現状分析をした結果、事例の一つとして、町なか引っ越し事業は、引っ越し前後のそれぞれの住居、土地の問題など解決すべき課題が多く、有識者会議において施策項目から削除が妥当との見解をいただいたケースがございます。

こうした状況を受けて、平成29年度以降の改善事項を明らかにし、P D C Aサイクル

の円滑な運用を図りながら、各課においてそれぞれの事業の遂行を指示しておりますので、御理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私は就任以来、こればかり言ってきたんです、いろんな角度で。では、私は職員たちが真面目に職務をやっているのを知ってますから、問題点さえ気がついたら、ほっとくわけではないと思っております。ただ、気づいてないのはどうしようもないので、それは数値の増減、隣接町との比較、類似団体との差異の検証、これで見つけて、そこに手を打ちやええわけですね。どこか問題か気がついて、それが執行部と我々が同じやったらもめで済むんですけど、片一方はふえよると思いよるのが、片一方は減つとる人が話したら、これはかみ合いません。そこは事務方の職員が手間暇かけてやっていただくことを期待するわけであります。

それで、例えばこの6月議会の町長の経過報告、増減を語られて、数値が的確に述べられておりますし、我々議会の委員長さん方の報告も、実に数値を述べて語っておいでます。これは事務方が的確に報告してるからです。

3年前は、町政報告の中も数字の絶対値だけが書いてあって、対前年度増減何%とか、その差異はほとんど載ってなかったけど、今、ほとんど載ってます。

ところが、まだ載つとらんところもあるんです。それは職場の内部で話し合っていたきたい。それは、担当職員がふえよるか、減りよるんかに関心がないからです。大きな問題だと思います。何の項目を拾ってあるかが職員の力量であり、課長さんの着眼です。

例えば、住民生活課が転出先の地名のを出してくれた。高松が多い。次、丸亀だ。次、何と綾川と出してくれた、今回、6月の教民の常任委員会で。綾川が何で3番目に多いんやと。これを見つけたら、我々のところの転出をとめられるかもしれません。高松が多いのはわかる。高松までの通勤時間を35分にできたら、高松への流出はとまるかもわかりませんね。データで打つ手、焦点を見きわめられるということでもあります。

住民生活課長が実に的確に手を打ったということが、私は心よりお礼を申し上げたいし、水道課長は水質までして、有収率で管理してくれて、これは日本トップレベルでしょう、水源地でええ水の上に水道課長の眼力が光ったら。

ところが、残念な課長さんもある。

先ほどの町長の答弁の中で、どこをすべきか答えていただいています。私1期目の力を注ぐことはこれに尽きる。何やったらええ、これやったらええは、私の寿命がどれだけあるかわからへんけど、先の問題にしたいということでもあります。

ところで、このデータの整理するのは大変です。コンサルを使えるのは、過疎自立計画立てたり、ことしは介護保険計画立てますね。それから総合計画立てるときはコンサルに発注しますから、コンサルに目いっぱい注文つけて、あれ調べ、これ調べ、これはどないなっとなや、この表をつくれ、わかりにくいがと、こういうたらできますね。一遍、表の型ができたら、あとは職員たち、地道で着実だからやれると思います。

町長さん、過疎自立計画や介護保険計画、総合計画の立案をするコンサルに、こうした注文をしっかりと実務家レベルの職員と課長さんが話し合っただけで注文つけるんかどうか、これをお答えいただきたい。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 竹林議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

町長の答弁の中にもございましたように、国のほうが、近ごろ、PDCAサイクルというような格好で、一つの事業についても、実際、どういうことをして、それを評価して、それを改善するというようなことを重視しております。

町としましても、事業計画については、そのまま計画を立てたままにするのではなくて、評価をして、それが改善できるような体制づくりをしてまいりたいと考えております。そのためには、基礎となりますデータ、この数値がこう変わった、この数字をこう変えるためにこういう施策を打つということが当然重要になってまいりますので、その点については十分配慮していきたいというふうに考えております。

また、アウトソーシングできるところで専門家の有効利用を図っていきますし、それに加えて町の職員のスキルアップも図っていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** コンサルには任せてはいけません。弁護士もです。しっかりこっちが大事と思うことを注文つけないかん。手を抜かれる。よそで使った分の固有名詞と数値だけ入れかえて、安う上がるから。ほうぼうが同時にコンサルに頼むから、先にしっかり注文つけて、ここはめんどうなぞと、うかうかなことでは受け取ってくれんぞ、金はもらえんぞと思わさなんだら、手を抜かれます。先手必勝です。それには我々が一般質問をしたところや、日々、課長さん方がつかまえておるところを注文をつけないかんのです。コンサルに発注する前に、よくよく自分たちの物の見方、地域の課題を論議していただきたい。

早速に、最新版の香川県市町村行財政要覧、これ、配っていただいています。これを見ますと、高松市の財政調整基金が132億円です。丸亀が49億円です。三豊市が91億円ある。綾川が46億円持つとる。その次はうちの町です。32億円、財政調整基金。基金総計で言いますと、うちより多いのが、高松が231億円、丸亀128億円、観音寺が71億円、さぬき市が151億円、三豊市が178億円、そして我が町が70億円持っている。この資金をどのように循環させるかです。統計上、明らかでありまして、実質公債費比率はPFIで82億円の契約したって8.4%で、私の経験からすると大丈夫です。有効な使い道を考える財政運用、特定目的基金は目的のために使いたいと思うが、町長さん、これ、いかがお考えになりますか。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 竹林議員さんの再質問に対してお答えさせていただきます。

竹林議員さんがおっしゃったように、平成27年度決算における香川県内の市町基金残高は、今、おっしゃっていただいたとおりでございます。まんのう町におきましては、基金残高が全ての基金で合計しまして70億円を少し上回るというようなベースでございます。これにつきましては中長期財政計画でお示したように、今からの財政につきましては、4年後、合併特例の財政措置が終わります。それと合併特例債等の発行も終わってまいります。そういうところを見据えながら、基金を含めた長期的な財政運営を心がけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 自主財源を調達する能力が低いわけで、これは財政というより、町民経済が弱いからです。経済対策、それをどう対応するのか、次の総合計画のテーマではないかなと思います。

あわせて、前回の答弁の中で考えていただくような答えが出ておりますのは、集客のための公の施設の改修とリニューアルが不可欠であるとお答えいただいています。これは学校の耐震化とか、放課後の児童の過ごす施設とか、そのめどがついたら、ぜひとも、施設は10年か15年たったら、古くなって魅力ないですから、施設というのはそこが提供するサービスの中身が一番です。2番は施設自体の魅力です。来てみて、ああ、こんなところかと。三つ目が笑顔とか接遇でしょうか、サービスというのは、ぜひぜひ、そういう来る人を飽きさせない投資をお願いしたいということであります。

それから諸団体への運営助成金を出しておりますけれども、かつての仲南の生涯学習振興条例を研究していただいて、根拠に基づく制度化した住民の活動助成金を出す運用を十分考えていきたいと答えていただいていますので、さらに研究していただきたいと御要望を申し上げておきます。

それからもう一つ、町長さんにお伺いしたい。

議員がそれぞれ要望を出しますけれども、全部、それをする必要ない。議員も間違っことを言う。私だってです。一人の議員が言ったことは、それはそうやと思ったらやっていたらいいんですけども、違うと思ったら堂々と反論して、我々は住民の代表ですから、話は聞いてもらわないかんけど、議員さん、それは違うでと。皆さん方、日々、掌握してる専門家ですから、専門家として堂々として、これはできませんと断っていいと思います。

それは常任委員会の申し合わせとか、議会の総意ということになれば、皆さん、不本意でもせなあかんかもしれませんが、これは町長さん、いかがお考えになりますか。我々も一人一人口々に言ってもしょうがないので、意見集約に努力したいということでありませぬ。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

議会と執行部は車輪の両輪に例えられるとおりでございまして、どちらもが住民福祉に

邁進していくという意味合いでは、執行者側としましても真摯に議会の御意見を拝聴してまいりたいというふうに考えております。

例を挙げまして大変申しわけございませんが、竹林議員さんの地籍調査の部分での課税状況についてというお尋ねがございました。この部分につきましては、現在、旧の満濃地域について、旧来の地籍調査が終わってからの課税の変更というような格好で考えております。これにつきましては、旧町のときではございますが、町として住民にお約束したことでございます。こういう部分につきましては対応できないということでの御返事を多分させていただいたと思っております。こういう場合はきちんと御報告をさせていただくということで御理解をいただいたらと思います。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 地籍調査の課税については、29年前から調べても課税に反映されていないということで、それはまんのう町民への約束で、事務方としては言い出せませんね。これは政治レベルがどうするかでしょうね。旧3町間のバランスの問題もあって、約束したことであっても、時代、環境が変われば、見直すタイミングはあるんでしょう。これは時間かけて政治レベルが協議するべきもので、我々がどういうコンセンサスに至るかであります。そういうふうに答えていただくと、物事は進むんだろうと思います。1本目はこれで終わりたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

**○竹林昌秀議員** 本町の働き方改革を問うであります。

安倍内閣は働き方改革で、学校の教職員の異様な長時間勤務の問題もあります。時折、不幸な、職務中に脳出血したり自殺したりする人もありますね。我が町の職域ごとの時間外勤務の実態の報告を求めます。そんなにひどいことは起きてないと思当はついておるんですけども。

それからもう一つは、非正規雇用の職員がどれぐらいどういう職場においでなのか。保育所や幼稚園において非正規雇用の人たちが多いと、責任は全うできるのだろうかというふうなことです。トラブルが起きたときに、やはり正規職員なり所長、園長という人が対応しなきゃいけないんでありましようし、そういう配置がどうなのかであります。

それから、いろんな専門職の配置がありまして、例えば昨日は仲南大学で歯科衛生士さんが歯の健康を、歯が悪いと内蔵系の病気も治らんのやと、そんなふうにもおっしゃって、それから管理栄養士さんが骨密度、骨粗しょう症対策の話で、2人が仲南大学で講演してくれるわけで、わかりやすいです。町民の様子もよく知っているから、よそから高いお金で雇った講師じゃなくて、そういうことが行われていると。生涯学習の観点の公民館活動と健康増進活動がミックスしてて、非常に私、すばらしいと思った。それは私が役場に入ったときにはいなかった歯科衛生士さんや精神衛生士さんや管理栄養士さんを配置したからです。私が専門職と社会福祉協議会や福祉保険課でつき合ってますと、私にわか

勉強で本を読んだりなんかして質問して、彼女らが答えられんときは、ちゃんと調べて、専門家のプライドにかけて課長よりはよう知っとるぞというふうにします。それはちょっと一般行政職には見られない責任感でありまして、これは学校の教職員もそういうプライドにかけて非常に専門性を発揮していると思います。こうした専門職配置の状況をちょっと御説明いただきたいということです。以上、お願いします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の2番目の御質問は、本町の働き方改革を問う。時間外勤務の実態報告を求めるでございます。

まず、正規職員と臨時・非常勤職員の雇用状況及びノウハウの蓄積、トラブル対応についてでございます。

4月1日現在、正規職員数は、議会3名、教育委員会部局73名、町長部局134名、公営企業（水道課）5名の計215名でございます。

また、臨時・非常勤職員等の一般的に非正規職員と呼ばれる職員の数は、議会ゼロ名、教育委員会部局108名、町長部局38名の計146名となっております。

全体でその割合を見ますと、約40%が臨時・非常勤職員であるという数字となります。

詳細な内訳を見ますと、本庁、支所勤務で勤務している職員では約19%、人数にして34名でございます。

この数字につきましては、合併当初より定数管理により正規職員数が減ってきたこと、また、事業の増加等により、行政サービスを維持していく上で必要な人員であると考えております。

また、教育現場であるこども園、小学校、中学校においては約62%と高い数字ではございますが、保育教諭、給食調理員、用務員など、サービスを提供する上で必要な人員はもちろんのこと、支援員や35人学級の実施による町講師の雇用など、近隣の市町に比べ質の高い教育を維持していく上で必要不可欠な人員であると考えております。

また、御質問のノウハウの蓄積、責任及びトラブル時の対応については、ここ最近の流れである民間委託と比較いたしますと、臨時・非常勤職員につきましては町の直接雇用でございますので、正規職員と比べましても遜色ないものと考えておりますし、状況により正規職員によるフォローも行えますことから、特に問題はないものと考えております。

続きまして、専門職の配置は法令や政府通知を満たすものであるかどうかについてでございますが、専門職については町独自の経験者枠による採用等で人員の確保に努めているところではございますが、定数等もでございますので、正規職員のみで必要な人数を確保するのは難しいのが実情でございます。現在、法定で職員数の確保が必要な部署は、福祉保険課の包括支援センター及びこども園の保育年齢別の保育士数であると認識いたしております。

そこで、包括支援センターは正規職員で定足数を確保しておりますが、こども園においては正規職員で定足数を確保できていないことから、状況に応じ、適宜、臨時・非常勤職

員を採用することで法令や政府通知を満たせるよう対応いたしております。

また、臨時・非常勤職員の採用に関しては、必ず総務課人事担当者及び総務課長への決裁を要することとしておりますので、各課の人員状況について確認できる仕組みを整備しているところでありますので、よろしくをお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 現状の説明いただいたんですけど、私、ちょっとメモしよって間に合わんのですよね。こういう報告をされるときに、ちょっとぱらっと数字の表を配っていただいたら、双方わかりやすいのかなと。これは議運でも我々も相談せないかんと思ってます。

とにもかくにも、教育や保育において、正規職員73名に対して108人の非正規雇用があるというバランス、これでうまくいくのかどうかというのはこの本会議でやりとりしてもなかなか難しいです。個々の職場の現状があるでしょうし、またこれは教育民政常任委員会や総務常任委員会とかできちんと数字出した上で、施設ごとに職域ごとに論議すべきものと思います。安心はしてもらえんぞということであります。

恐ろしいほど正規職員の削減は総務省の指導以上に進んだと。合併して、ベテラン職員が2年、3年、1年早くやめていきました。10人やめて、3人、4人採用と繰り返してこういうことになったわけですけども、限度があるんだろうと思います。

時間外勤務の状態が報告されてなかったように思うんですけども、これ、いかがでございましょうか。死ぬほど働いたらいかん。しかし、仕事にはピーク時と軽いときがあつて、一月や二月、夜中まで仕事したって、持病さえ持ってなければ、大丈夫なこと多いですね。それが恒常化すると、固定化すると非常に危険なことが起きるわけではありますが、その状態をちょっとお伺いしたいです。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** ただいま、竹林議員さんから御質問の時間外勤務でございしますが、平成27年度のデータではございますが、これは時間外勤務の対象になるものが142人でございます。これに対して全体の時間外勤務時間が1万4,141時間、概数ですが、単純に割りますと100時間程度ということになってまいります。

**○竹林昌秀議員** 年間やな。

**○高嶋総務課長** はい。時間外勤務の手当につきましては、支給額が全体で3,045万6,000円、職員一人当たりの支給額が年間20万4,000円となっております。

当然、先ほどの合田議員さんのときにも御説明させていただいたように、人員配置につきましては、定員管理において職員削減を行ってきた観点から、どうしても繁忙期の職員配置ではなくて、繁忙期には時間外勤務をお願いするというような体制が経常化しておるのも事実でございしますが、今現在、時間外勤務が大きく広がらないように、安倍内閣のほうもそういう取り組みもされておりますし、町としましても経常化しないように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただいたらと思います。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私は、一人、月に20時間か25時間ぐらい時間外勤務するのは差し支えないだろうと思います。人件費節約のために時間外勤務を抑制することのほうが問題であって、次、町役場の課題が何であるのか、何を乗り越えるべきなのか、目の前にテーマがあるときには、時間外勤務を当人の健康、心身の状態を損なわないことに留意しつつ積極的に運用すべきだろうと思います。

全く均等に人に仕事が割り振られるわけでもない。それからピーク時、そうじゃないときの落差は、単年度主義でやってますから、物すごく差がありますよね。一律時間外勤務削減の動きに出るのはよくない。ここのベテランの課長さん方は何十年も、30年、40年近く勤務してらっしゃるんですから、どの時期、どういう仕事が忙しいのかお互いわかり合ってるわけですから、そういう職域に応じた運用をすべきだと思います。弾力的運用というやつです。

それから、図面と数値と照合するような、そういうようなときは賃金職員を雇って手早くするという、2カ月、賃金職員を雇えばできますよね。それをすべきだろうと思います。私も52人か54人の職場で、ある時期のピークを、住民税のデータを一人で入力した時期があります。本当、地獄みたいやったです。かといって、用のない月もあったんです。調査、研究に使ったらいいんですけど、この辺を、町長さん、いかがお考えになりますか。20時間、25時間ぐらいやって、積極的に、お金もあることだし、有効なお金の使い道を研究されてはどうかということでもあります。型に入った時間外勤務枠を運用するのはどうかと。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 竹林議員さんの再々質問に対してお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございまして、町としましても、時間外勤務手当の削減をとということでこういうことを申しておるわけではございませんで、時間内に活動できる、いわゆる事務効率を上げていくと、職員一人一人のスキルアップするというようなことで努力をしていきますし、それでも時間外勤務が長時間に及ぶようであれば、職員配置も考えながら対応はとっていきなると。当然、職員の健康を守った上でやっていくのが必要だということに考えております。

安倍内閣のほうも、ワークライフバランス内就活というようなことを、今、おっしゃっておりますが、これは国レベルでできる話でございまして、町レベルではそこまでいかないのが現実であろうというふうには考えておりますが、職員の配置なりを十分に配慮しながら、職員が仕事をしやすい職場づくりに努めてまいりたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 課長さん方には自分の配下の職員と1日1回は言葉を交わしていただいて、朝、出勤したら、体調がよさそうなんか、悩みが深そうなのか、ちょっと見ても

raitaiという気はします。

今、政府の論議を見てますと、月間80時間云々で、それがどうのこうの。月間80時間の時間外勤務すると困る職場もあるわけです。

それから客商売やサービス業においては、労働基準法は適用外です。そんなことは言うておれんというところがありまして、一番時間外勤務を死ぬほどしているのは、ただ働きをしているのは霞が関の法令つくっている人たちでして、大きな矛盾がありまして、夕方になりますけどいいですかいうたら、霞が関は、ええ、私たちは何時でもいますから来てください言いますよね。それは困った話ですけども、課長さん方がやっぱり表情を見ないかん。

やっぱり解決案が出てこないときは、あちこちから言われて立ち往生して、暗い表情をしている職員はいます。1人が1人の仕事しかしてないから、ほかが手伝ってやれんという。

今、職員が何時に出勤して、何時に退出したのか記録がありますから、課長さんがそれを見て、総務課が、ちょっと極端に数字がおかしいのは所管課長に聞いて、あれは大丈夫かと。時間外勤務してええぞいうたら、昼間はぶらぶらしよって、夜になったら仕事を始める人もおったり、日曜日、土日にわざわざ出てくる人もないとは限りませんが、それは100人のうち1人か2人でしょうね。そんなのはお互いの中でわかるはずですから、課長さん方、忙しいと思います。誰が何時に出勤して退出したの、見たぞというクリックするだけでも目がくらみますけど、人を預かる身でそうした責任を全うしていただきたいというお願いであります。

町長さん、政策研究し、課題発見し、プロジェクトを推進する町にしたいですね。時間外勤務の有効な柔軟な運用を通じて、職員の調査、研究能力を増したいと思います。以上で2本目を終わりたいと思います。今のはお答え結構です。要望として出しておきます。

済みません、ちょっと言い残しました、2番目。

職場には労働安全衛生法がありまして、ほこりが舞う職場ではこういうことを気つけないかんぞとか、それから、昔だったら、タイプライター打つ人は、何時間これをやったら休みをとれとか、職場ごとにありますね。現場を持っているところに関係するんですけども、労働安全法の運用基準、これを所属長が理解しているのかどうか、時折点検しているのかどうか、これを伺いたい。

そして、それにまとわる、不幸にも、仕事をしてたがゆえに後遺症の残るけがをしてしまったり、障害が残ってしまったり、あるいは亡くなったりすることがあります。そういうときには労働災害の制度があって、これを運用できるだけの職員がいるのかどうか、これをお答え願いたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、高嶋一博君。

**○高嶋総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

労働安全衛生法の運用体制についてでございますが、まんのう町には労働安全衛生法に

基づきまして、まんのう町職員衛生管理組織規程を定めております。衛生管理者、これは保健師が該当しておりますが、及び産業医、これは町内の内科医の先生を1人選任させていただいております。また、各課より衛生委員を1名選任し、各職場に労働安全衛生上不備がないか、衛生委員会において確認、運用体制を確立しております。

本年度は、これは全国的なものでございますが、ストレスチェックも実施させていただいております。これによって、現地等の確認によって、現場の安全管理が保たれているかのチェックを行っております。

また、公務災害補償の制度につきましては、地方公共団体の事業における災害については、労働災害補償保険法の補償にいわゆる労災保険の補填を受けることができないため、一般の非正規職員につきましては、この労働保険の適用を受けます。正規職員については受けないということございまして、公務中の災害による負傷、疾病、障害、死亡等に対して療養費や休養中の給与、遺族への補償を行う制度がございます。この補償を受けるためには、町より地方公務員災害補償基金に対して公務災害の申請を行い、認定を受ける必要がございます。公務災害の認定を受ける要件といたしましては、公務起因性、つまり職員の傷病と公務との間の相互因果関係がどうか判定基準となります。よって、適用の申請を行う事例といたしましては、職務上のけがや公務移動中における事故はもちろんのこと、職場環境による疾病、例としましては、高温による職場での熱中症や化学物質等による皮膚疾患、粉じん等の飛散する場所での業務従事による呼吸器疾患など、公務の因果関係があるものとなります。

しかしながら、全ての災害に対して町独自で判断することは難しいため、公務災害の適応の判断に迷う場合や、恐らく認定されないであろうという事案につきましては、町の担当職員より県の地方公務員災害補償基金の担当職員に事情を説明し、申請を上げるべきかどうかを伺った上で処理に努めております。

また、公務起因性が認められる一つの基準として、公務遂行性、つまり当該職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状態で災害が発生したかどうかを重要というふうに認識しております。このため、出張申請、時間外勤務申請等の各種労務関連の申請や、公用車の使用簿等への記入、また、労務、設備管理の観点からはもちろんのこと、公務災害認定の観点からも当然必要でございます。こういう部分については、徹底してきちんと申請するように職員には指導していきたいなというふうに考えておりますし、現在もそういうことについては取り扱われているというふうに考えております。以上、竹林議員さんの再質問への答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 職員たちには、職務に精励してもらうには、町はいざというときに守ってやるんぞ、安心して仕事してくれという姿勢が伝わるのが大事だと思います。

実を申しますと、私が仲南町時代に、宿直中の職員がくも膜下出血で亡くなりました。土日もずっと来てた。総務課に男の職員1人だけだったんです。交通安全や消防防災や施

設管理や、1人で走り回ってみえました。公務災害になるかどうかわからんけど、勤務状態を再現せないかん。今みたいに出勤の記録がなかった。押印だけでしたから、再現するのに困りました。所管課長は、竹林君、わしは部下に死なれたんじやいう。公務災害申請したら、責任追及と誤解して、そうじゃない。保険の制度があって、町が半分、当人が半分掛けた保険金の仕組みがあるから、該当するときには出したら、それがおりてくるだけの話です。保険金掛けとるんやから、使わな損という一面があります。当然県の基金、そして死亡案件は東京です。職員たちもその勤務の再現に悩みました。そんなにきちんと覚えてるわけないし。町長や幹部は嫌がとる、責任追及。

私、どうしたかいうたら、奥さんとお父さんに、この書類申請をもって町の責任追及することはいたしませんという誓約書を出してもらって、私、職員組合やったけど、私の解任請求が出る。竹林さん、個人でやってあげたらええ。団体であるからやれるんであって、1人でできる話じゃない。4年かかった。通りました。全国の通った事案を調べて、犯罪の構成要件のあるように、公務災害認定要件があるはずだと想定して、要件分析して書いて、一発で通した。4年かかった。日本中走り回りましたけど、でもよくは思われなかった。

これは保険の制度であって、職員を助ける制度なんだと。責任追及問題とは別問題。刑事的なことがあれば別です。刑事的なことはまずありませんから、それから民法上の不法行為による損害賠償請求が起きれば別ですけども、それはそことの穏当な関係をいかに築くかです。

そうした制度があることを知っておいていただいて、職員が安心して勤務できる努力をしていただきたいことをお願いして、2本目を終えたいと思います。答弁結構です。

**○田岡秀俊議長** 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

**○竹林昌秀議員** ひまわりプロジェクト1億7,000万円の予算がついていて、搾油と調理、加工の施設整備が進められるだろうと思いますが、その事業計画を聞きたい。どういう収支、採算見通しなのか。どれだけつくって、作付補助金をどれだけ出して、幾ら収納して、絞ったのが何リットルで、何本売って、売り上げ何ぼやと。どこへ売っていくつもりやと、それがないと、ビジネスのトータルプランがないと、整備投資には賛成できない。私がいた会社では、経理の一番有能な人は、事業部の採算を見て、原価計算をやってて、設備投資いきます。設備投資が会社の命運を決めるからです。1億7,000万円の契約を結ぶ議会議案が出る前に、どなたな運用体制なんか聞いておかなんたら、危のうていかん。

栽培技術の向上策と反収、幾ら補助金出して、100キロとるんか、500キロとるんかでは、補助金の効率違いますよね。反収を上げる技術が要ると。

それから納品するヒマワリの種には品質があるから、一等米、二等米があるように品質の査定せないかん。

それから、種から絞るの、1キロから600グラム絞るんか、300グラム絞るんかでは、採算性が違う、搾油率の改善。それから、食べ物ですから、品質がよくないといかん、品質管理の。食品衛生法が定める工場の調理加工品のノウハウを持ってないといかんわけです。そういう専門性のある組織が、やる人ができなったら、栽培しよる人がちょろっと絞りにいったぐらいではいかんと思います。

食品業界は、飽食の時代で食べるものが余っとる。ドレッシングつくったって、キューピーと味の素と、ほうぼうがスーパーに並んどる、あの安い中に割り込んで、うちのものを買ってもらう、勝たないかんわけですから、これは大変なことが求められるわけです。

まず、今、申し上げた事業運営計画、収支採算計画、そうした技術を保全する専門性の配置、運用、組織体制を問いたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の3番目の御質問は、ひまわりプロジェクトの事業運営計画内容と収支採算計画の説明を求めるものでございます。

現在、まんのうひまわりプロジェクトの推進組織としてひまわり振興協議会が設立されており、良質なヒマワリの種子を採取するため、香川県中讃農業改良普及センターにまんのうひまわり栽培のしおりを作成していただき、栽培技術研修を実施し、栽培技術向上に尽力いたしておるところでございます。

ここでは栽培技術だけでなく、町内一円でのさまざまな土壌条件の中での取り組みとなることから、その土地に合った施肥と除草を中心として、できる限りの良質な品質確保に努めることといたしております。

これは、施肥と除草の時期、そして水田活用の場合には、排水対策をよくすることで生育に大きな効果が出ることとなり、反当収量の増加にもつながることから、栽培者には雨季の管理をしっかり行っていただくことをお願いしているところでございます。

ことしの収穫は、昨年より半月ほど前倒しで時期をずらしながら植えていただいたことから、8月の盆ごろからの刈り取り作業を予定しています。これは長雨や台風、鳥による食害を最小限に避けることにもつながるものでございます。

ことしの作付面積は昨年の16ヘクタールから22ヘクタールへと増加しており、町内全体では作付本数が100万本を超えてのヒマワリが咲き誇ることとなり、栽培研修の成果が出ますと、全国でもトップクラスのひまわりの町まんのうを積極的に売り出せることと期待しており、あとは自然災害に見舞われないことを祈るところでございます。

御質問の景観作物としての集客計画では、例年のように仲南地区の帆山で7月16日の日曜日に「ひまわりまつり」を開催するところですが、ことしもさまざまなイベント企画により来観者をお迎えしたいと考えております。

また、ことしはひまわり畑内に迷路を制作するなど新たな趣向を凝らすとともに、各栽培エリア情報をリアルタイムに発信することで、全町的な来観者の増加に期待をするのと同時に、町内での経済活動につなげればと考えております。

生産者への栽培助成金につきましては、昨年度までは5ヘクタール以上の団地には10アール当たり5万円、それ以外の農地につきましては、町産堆肥の使用、不使用により10アール当たりそれぞれ3万円または2万円の補助金を交付していましたが、本年度からは堆肥の使用状況は問わないものとしたしております。

栽培助成金の交付状況では、平成28年度の作付面積が16ヘクタールで対前年比約1.4倍となり、補助金は総額730万円と対前年比約1.3倍となりました。

栽培農地は集団化された仲南地区の帆山と中山の約11ヘクタールを中心として、3町の広い地域で作付がなされました。

しかし、平成26年、27年は台風の影響で生産量が壊滅状態であったのに続き、昨年も近年にない長雨の影響を受け、作付面積の増加にもかかわらず、生産量は4トン不足となりました。品質的にも天日乾燥に手間がかかったことから、良質な種子が少量でありました。このような中、本年度はさらにふえて、作付の希望時点の面積で22ヘクタールほどとなり、対前年比1.4倍となっております。

このことから、来年度の作付面積につきましては、本年度の種子収量や商品開発及び販売予想状況を精査しながら作付面積の調整をさせていただく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ことしからのヒマワリオイル生産は、地方創生事業として今まで以上に品質最優先として商品開発に努めることとしており、これには最適な搾油工程管理だけでなく、オイルの原材料である種子が良質であることが求められます。

特に、ヒマワリの種は水分率が50%以上と多いため、カビが生えやすく、刈り取り後は速やかに13%前後までの乾燥が必要となっております。昨年までは自然天日乾燥であったため、天候によってはカビの増殖に気をつける必要がございましたが、ことしは平型乾燥機を購入したため、乾燥工程管理が容易になると考えておるところでございます。

また、保管につきましても、仲南東小学校跡での拠点整備事業の中で備蓄のための保冷庫の設置を計画しており、天候不順対策としての原材料の安定供給に努めることとしております。

搾油技術及び品質管理につきましては、香川産業支援財団と連携を図るとともに、6月中旬に先進地視察を実施し、振興協議会の取り組みとして積極的に生かしていく所存でございます。

次に、搾油率の改善策では、搾油の前段階処理により数%の上乗せ効果があることから、プラント設備導入過程で精査をお願いしてまいります。

商品開発につきましては、基本となるヒマワリオイルの精製度を高めることで商品価値が上がり、関連商品としてのドレッシング等にも付加価値を持たす必要があります。また、収量が安定すれば、シャンプーやボディローション等にも転用が可能であるため、今後も調査研究の支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、会計処理の関係から、農事法人ほのやまにおいて収支決算を行っていましたが、

栽培面積が全町にわたり大きくなってきたことから、新たな法人格を持った事業者の検討も行いたいと考えておりますが、当面は従来よりある第三セクターに協力をいただき、事業推進を行いたいと考えております。

先ほど申しあげましたように、クレーム処理対応につきましては、当面は町内の第三セクター等が窓口となっていただきたいと考えております。

新たな商品開発に伴い単価見直しも検討していることから、販路は料理研究家やマスメディアに精通しております映像プロデューサー、デザイナーの支援とアドバイスを受けながら地元でも売り込みながら、基本は都市部でも販売促進策を進めます。

現在、年明けに東京での瀬戸内旬彩館で直接販売予定となっており、今後は都内のデパートも含め関西地域でも販売促進活動を積極的に行ってまいります。

また、ふるさと納税返礼品にも対応した商品や贈答品をラインナップし、ネットにアップすることで町のイメージ向上にも期待しておるところでございます。

基本的には町内の第三セクターに受け皿となっていただく予定ですが、実質的にはひまわり振興協議会と行政が支援を行いながら、商品開発と販路開拓に鋭意努力するものであります。

なお、現在、積極的にひまわり事業に取り組んでいただける方を募集するなど、出資を含めて町内優良事業者に声かけを検討しているところでございます。

近隣自治体では、社長候補者募集をウェブで募っているところも見受けられますが、できれば本町町民の中から本町の農業施策の大改革に手を挙げていただく方がいれば心強いと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 質問の途中ではありますが、ここで13時30分まで休憩といたします。

**休憩 午前11時51分**

**再開 午後 1時32分**

**○田岡秀俊議長** それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

1番、竹林昌秀君、質問を再開してください。

**○竹林昌秀議員** ひまわりプロジェクトは、何トンできて、何リットル絞って、何本売って、売り上げ何ぼになるんですか。粗利益は何ぼですか。この収支採算計画書がないままプロジェクトに賛成するわけにいかない。その提出を求めます。

**○田岡秀俊議長** 答弁、企画観光課長、長森正志君。

**○長森企画観光課長** 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、本年は22ヘクタールを作付しておりまして、反当たりおよそ100キロとれると計算をいたしております。それで収穫量が約20%、大体反当たり20キロ、20リットルという計算であります。ということで、本年度、例えば20ヘクタールをした場合には、200ミリリットルの瓶が100本製造可能ということでございます。ただ、これは

天候とかその年の収穫にもよりますが、おおむね標準的な数字としては200ミリリットルで100本という数字でございます。以上でよろしいですか。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 20ヘクタールでその率でいって、売り上げ何ぼになるんですか。

それから、1億7,000万円投じる搾油調理加工施設のランニングコスト、それを幾ら見積もつとるのか、それをお伺いしたい。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず、機械の減価償却であります。これにつきましては3,000万円で、15年を使うとして、減価償却が180万円を見越しております。単純に販売経費、それと加工経費、そういったものを差し引いて、反当たり10万円ということで計算をいたしております。以上です。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 減価償却まで見る必要はないと思うんで、賃金とか消耗品とかのランニングコストだけ引くぐらいでやらなんだら、それでも赤字やと思う。私は七百数十万の栽培補助金で町の知名度、話題が上がるのであれば、七百数十万なんていうのは安いものだと思います。町の知名度を上げるのはそう簡単にできないと思います。

収支採算については、赤字を覚悟しないとできない。油を売ったぐらいではどうにもならないと思います。

大根や白菜や米を売るのが一番もうかるんです。それを売るところに、ヒマワリ油がちょっと横にあったら特色が出るんであって、特色ある産物というのは大量に売れないから、手間暇かかるだけ。しかし、それがないと産直市も成り立たないわけです。赤字覚悟でやるべきだと思います。町長、これについて答弁を求めます。減価償却まで見たら途方もない。到底無理な話。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 竹林議員の再質問にお答えします。

まず、これは地方創生の交付金で行っております、3年をめどに徐々に交付金が下がってきて、あとは事業主で自立してやっていただくという事業でやっております。

そういった観点で見ますと、初期の3年間は行政のほうが横から携えていって連携をとっていくと。それ以降は、経営計画にのっとって、当初、数年は赤字当然であろうかと思いますが、それ以降は黒字を目指して経営をしていただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は、到底それは成り立たない展望だと思います。町の知名度を上げる公益性の名のもとにやる覚悟を固めるほうが現実的だと思います。これは議会も含めてよくよく論議しましょう。

誰が売りに行くのか。そして、作付から売りに行く施設の運営まで、トータルの責任者は誰なのか。夜も寝ずして必死に考えて走り回る人が誰なのか。今回、人のことを、責任者を聞いてます。

**○田岡秀俊議長** 答弁、企画観光課長、長森正志君。

**○長森企画観光課長** 竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず、生産、それと加工、販売、このルートに従って、それぞれの役割分担があろうかと思えます。生産については、それに精通する人が協力してやっていただく。加工はものづくり協議会の事業の中で展開する。まずは販路拡大が重要だと思えます。生産して物をつくっても、売れなくては利益は上がっていかないということで、販路拡大、それにつきましては、行政もそれに精通している人間がなかなかいない関係で、ただいま百十四銀行と金融、民間との連携協定のもとに、そういったアドバイスも受けながら販路拡大を目指す、そういったことで生産量をふやしていくのに循環型の加工、そういったものをつくらうということでやっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 今、人選はできてないということですか。

**○田岡秀俊議長** 答弁、企画観光課長、長森正志君。

**○長森企画観光課長** 竹林議員の再質問にお答えしたいと思えます。

ただいま初期の段階で、竹林議員おっしゃるとおり、明確にこのメンバー、この人間がそうであるというまでは至っておりませんが、今、それぞれの分野で中心にかかわる人間、販路も含めてそういったものを選定しているということで、各関係機関にも協力をいただきながら進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 今、お話を伺った範囲では、私が岩手県から宮崎県、佐世保の離れ小島まで回った、失敗した第三セクターの典型的な事例にピタリ符合する。失敗事例はどこも似たり寄ったり。成功事例はどこも一つずつが違います。うまくいくと思っているのか、町長、答弁願います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 現在のところは、目標をきちっと決めて、それに向かって成功するように努力をしていきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、1番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私は仲南町が販売の予定もなく売れ残った山のヒマワリ油を売りに走り回った身です。竹林さん、あんたは熱心やけども、あんた役場の人でしょと。あんたはほかにかわるはずやと。だから、あんたは熱心な人やけど、仲南町と手を組むわけにいかんと、いろんところで断られました。本気でやれる人だと相手が見抜かないことには取引に応じてくれない。これをどう考えますか。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

現在のところでは、先ほども申しましたように、3年をめどに民間の協力をいただいて、民間会社で新しい会社を立ち上げて、それを軌道に乗せていきたいと考えております。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 説明は承りました。私が持ちかけた課題をクリアできるのかどうか。これからしっかり実務レベルで検討していただきたいし、議会も相談に乗りたい。力を合わせて何とかやりたいものです。

以上、私の3点目を終えたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、関洋三君、1番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 関洋三です。ありがとうございます。

早いもので、議員の任期も4年の任期で最終年を迎えるわけでございます、早い話が、来年の今ごろ、ここに立っているかいはいかは誰にもわからないというところでございまして、しっかり質問していこうと思っております。

通告は、今回、規則により三つまでということなんで、三つ予定しておりますが、きょう、庁舎へ来て気がついたこと、住民の皆さんのためになることでありますので、一番に申し上げたいと思いますが、ロビーに入りますと、左に情報板がありまして、QRコードを何げなくスマホでかざすと、いろんな情報を知ることができました。それに合わせて私のスマホが電波を拾いまして、そしてWi-Fiの環境になっているということ、きょう、知りました。早速、担当の方に聞いてみますと、1カ月ぐらい前からそのようになっているというようなことで、それはフリーでできますので、パスワードなしで庁舎という回線で無料で電波を拾って、スマホやタブレットが動くということでございますので、前々からお願いしとったことが、今、そのように対応していただいたということで、本当にうれしく思いますし、また、今の4階におきましては、これはまた議場という名前でパスワードが要りますけども、それでスマホもタブレットも動くというようになっておりますので、これもすごい進化だなと思ひまして、そういう中で、今回、中讃ケーブルテレビという話もさせてもらうんですけども、これは中讃テレビで情報がそれで終わるが、それでええがという話ではありませんので、やはりインターネットを駆使して、今の時代に沿った情報通信しっかりやっていただきたいと、そのように感じましたので、前もってお話をさせていただきました。

そういうことで、きょうは中讃テレビについて、そしてもう一つは、認知症予防について、そして三つ目が自主防災組織設立についてを質問させていただきまして、勉強していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

質問その1といたしまして、中讃テレビについてを申し上げます。

丸亀市内に本社を置く中讃ケーブルテレビジョン株式会社とまんのう町の関係は、まん

のう町が合併後の平成20年6月から放送が開始されて以来、延々と続いています。今後、契約更新の時期や再契約等についてどのような考えでいるのかをまずお答え願いたいと存じます。お願いします。(大西樹議員退席 午後1時46分)

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 関議員の1番目の質問は、中讃ケーブルテレビとの契約更新時期及び更新内容についての御質問でございます。

まず、中讃ケーブルテレビとの今後の契約更新時期についてですが、現在の契約は、まんのう町と中讃ケーブルテレビジョン株式会社が、平成20年3月に平成30年3月31日までの10年間のIRU契約で今年度中に契約更新時期を迎えます。

IRU契約とは長期的継続契約のことで、サービスの提供について継続的な運営や維持管理を考慮し、民間のサービス事業者に施設を貸し付けて、その貸付料で保守に必要な費用を賄う公設民営方式を選択いたしております。

また、再契約につきましては、現在、契約内容に照らして、整備当初から現在までの町内における利用状況の推移や施設の経年劣化、メンテナンス状況を精査・分析するとともに、町内全域に整備した光ファイバー網のさらなる有効活用を目指して次期契約内容等について検討している段階でございますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、6番、関洋三君。

**○関洋三議員** ありがとうございます。それでは、その中身について事実関係を申し上げて質問させていただきますが、この春、高篠小学校では129回目の卒業式が行われ、31名の6年生が巣立っていきました。その模様を中讃ケーブルテレビジョン株式会社が取材に来られて、終始、カメラが回っていました。帰る際に、学校関係者からは案内があり、取材してくださった卒業式の模様は何日と何日、再放送も何日と何日と克明に説明を受けたので、私のほうも何げなく答えました。それじゃあ、きょうの思い出に残る模様が、学校のテレビで先生や生徒らが一緒になって見ることができていいですねと申し上げましたら、何と驚きました。学校ではケーブルテレビは見れませんかとの返事に、周りから驚きとざわめきが起こりました。来賓の方々ですけども、思いもよらない出来事でした。

議会では、定例議会が開催されるごとに、行政報告の中で、中讃ケーブルテレビジョン株式会社と契約を交わした世帯の件数が、毎回、新たに報告されています。これは行政のほうでケーブルテレビに契約の推進していると見るべきでしょう。となれば、なぜ公共施設にケーブルテレビを見れるようにしていないのか不思議でなりません。

(大西樹議員着席 午後1時49分)

次に、高篠こども園、旧の高篠幼稚園のことですけども、こども園も調べてみたところ、意外な事実が判明しました。こども園のほうも小学校同様にケーブルテレビを見れる環境にありませんでした。過去にこども園でもケーブルテレビから取材を受けたときには、そのときに聞いた話ですけども、保護者がこども園での取材模様を見せるために、契約している自宅の中讃ケーブルテレビの放送番組をわざわざ家のほうで録画して、こども園まで

持ってきてくださって、みんなで見ていたようです。

しかしながら、それも続けることは今はできず、中讃ケーブルテレビのほうからの操作で、今は自宅で自由に録画することもできなくなっております。現在は保護者が中讃テレビ放送を自分のスマホで撮影して、それをデータで持ってきてくださって、こども園のテレビにつないで園児に見せているようです。まず、この実態は把握されておるでしょうか、お答え願います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 関議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

小中学校、こども園におきまして中讃テレビが視聴できるかとの御質問であろうかと思えます。

現在、町内の学校関係で中讃テレビが視聴できるのは、仲南こども園のみでございます。仲南こども園では、取材を受けた番組の放送を、放映時間が保育時間の中であれば、園児と一緒に視聴しているようで、昨年度、仲南こども園が取材を受け、放映されたのは、秋に行われた交通安全キャンペーンなど、3回ほどでございます。

町内のほかのこども園の取材は、満濃南こども園の入園式など、昨年度を通して8回であり、それぞれのこども園で1回ないし3回放映されております。

また、満濃中学校で運動会や校内弁論大会などの取材を受けており、小学校においては、四条小学校の卒業式の様子など、6校で合わせて22回の取材を受けております。

今後、各こども園や小中学校の教育関連ニュースの視聴をどのように教育現場で活用できるのかを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上で、関議員の再質問への答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、6番、関洋三君。

**○関洋三議員** 答弁ありがとうございました。ぜひ検討していただきたいということですが、こういう話を知って、住民の皆さんがどう思うかということなんですけども、当然、対応していかなくやいかんわけなんで、それにつきまして、続いて再質問をさせてもらいますと、まんのう町の本丸であります。本丸といえばこの場所なんですけども、この庁舎にも、玄関ロビーをに入って左に中讃ケーブルテレビが終始放映されております。当然、ケーブルテレビがつながっているとばかり思っていたら、何とこれも契約はできておらず、先ほどの答弁のとおり、要するにつながっておりません。放映しているテレビは、ケーブルテレビ会社がデータで持ち込んで、営業ということで放映していると知りました。一体全体、町内の公共施設ではどの施設が契約できて、契約できていないのはどこか十分整理して、教育関係のことは、今、教えてもらいましたけども、整理して教えてください。各地区の公民館ほか公共施設等の話なんですけども、そして、これが大事だと思うんですよ。今後の再契約時に向けてこのままでいくのか、そんなことはないと思いますけども、このままでいくのか、それとも新しい情報周知の戦略があるのか、そういうところをお答えください。以上です。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 関議員の再々質問にお答えいたします。

町内の公共施設の中讃ケーブルビジョンとの契約状況ですが、教育施設も含め60施設のうち18施設がテレビの契約をしており、8施設が難視聴地域の再送信での契約となっております。

今後、未契約となっている施設につきましては、各施設の状況を確認し、IRU契約期間終了に伴う再契約に連動して順次整備してまいります。

あわせて、地域に密着した情報や住民への情報伝達ツールとして、より一層の内容の充実を図るよう中讃ケーブルビジョンと協議を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問を許可いたします。

**○関洋三議員** ありがとうございます。1番目の質問につきましては、もう質問しませんでしたでしたが、これは私の一方的な話ですけど、最初に申し上げましたように、時代の変わり目とともに役場の環境も変わって、そして通信環境も変わって、まんのう町の庁舎内にWi-Fiが使えるという時代になってきております。これは、これからの問題等にもかかわりますので申し上げますと、やはり極端に言うと、通信契約、お金出さなくても、この庁舎へ来れば通信回線が働いて、自由にスマホからインターネットや、タブレットからインターネットができるということですので、これを聞いて、これからは若い子がロビーに押し寄せてきて、これを使ってという話もできるわけなので、そのぐらい世の中が変わっていくというようなきっかけになるのではないかと思います。そういうことを速やかにキャッチして、そしていろんな政策が打てるんじゃないかと、そのきっかけになるんじゃないかと。困るという話じゃなくて、これはメリットというように考えていくべきだと思います。

そういうのも駆使しながら、二つ目の質問の認知症予防について、これも大いにかかわってくるんじゃないかと思いますので、そういう意味でも質問させていただければと思いますが、二つ目の質問です。

認知症予防についてお伺いいたします。

ひとり暮らしの認知症の問題が課題となっていることから、まんのう町の現状とこれからの対策を質問します。

今やいろんな会合に参加すれば、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症とその予備軍になるという推計の話をよく耳にするようになりました。御夫婦だけとか、例えば配偶者が亡くなったら、大半の方は1人で生活するようになります。こうした中で、ひとり暮らしが認知症の発症のきっかけにもなり、やがて私、自分にも起こる得ることだと、未来の自分の課題として地域づくりが大事になってくるのではないかと、当然、考えなくてはならないと思います。

まんのう町ではひとり暮らしの人数や介護認定者は、今、何人ぐらいおられますか。

また、介護保険を使っていない人の認知症の方がおられるとの話をちょっと聞いたことでもあります。そのような方にはどのような対応をされているのでしょうか。そういうところを御答弁願いたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 関議員さんの2番目の御質問は、ひとり暮らし高齢者の人数、介護保険認定者の人数及び介護保険を使っていない人の認知症の方の対応ということでございます。

認知症高齢者の方、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれております。

本町におきましても、平成25年度に介護保険を申請した方の原因疾患の第1位が認知症で25%であります。介護保険認定者1,210人中446名の高齢者が認知症と診断されております。

認知症は誰にも起こり得る脳の病気であり、認知症予防は大切な施策の一つと考えております。

さて、ひとり暮らし高齢者の人数についてですが、ここでは65歳以上の方のということでお答えいたします。

住民基本台帳上では、5月1日現在でございますが、1,371人でございます。民生委員さんが調査いたしました平成28年度の在宅福祉実態調査では618人となっております。

また、介護保険認定者数は1,300人となっております。昨年と比べまして43人、約3%の増加となっております。

介護保険を使っていない認知症の方への対応について説明いたします。

認知症で困っておられる方の情報を得た時点で、地域包括支援センター職員が早期に御自宅などを訪問し、状況を把握するようにしております。身内の方、また、地域の民生委員の方などに御協力をいただきながら介護保険の申請を行い、介護保険のサービスにつなげたり、介護保険の支援が必要でない方、すなわち介護保険の介護度が自立と判断された方につきまして、高齢者の各種サービスの利用を進めております。

また、65歳以下の方でも老化が原因とされる病気、特定疾病に該当するようであれば、介護保険を勧めておるところでございますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、6番、関洋三君。

**○関洋三議員** ありがとうございます。

続けて、再質問いたしますが、認知症予防対策は早期発見と早期対応であります。認知症施策推進プランの取り組みはどうでしょうか。お伺いいたしますが、認知症対策はこれからのまんのう町にとって介護保険制度の中で重要な課題となってきます。安心して暮らせる老後のために、地域づくりなどで認知症患者を支えるまんのう町の今後の本格的な取り組みについてお伺いしておりますけれども、私の考えを申させていただきますと、私なり

にやっていることは、最近、筑波大学の先生が考案したというスクエアステップというのがあって、そのマット、昔、屋根瓦の一部をちょっと足でけて、枠のところを飛んで前へ行きよったというのが、子供のとき、やっておったことをイメージしてもらえばええんじゃないかと思うんですけども、別に瓦をける話じゃないんですけども、要するに、片足が入るだけの大きさの枠が、スクエアというのは四角ということですから、それが四つ並んでおりまして、上に四つの10段あって、その枠を下から、右左、右左とか、そういうようにしながら上へ行くと。1メートルの2メートル50ぐらいのマットですけども、滑らないようなマットを通信販売で購入して、その筑波大学の先生の教えの分をインターネットで見て、そのプランがいろいろ自分らで考えたええし、例えば右足と左足、そしてまた、真ん中へ右足、左足、終わったら、そこで手を打って、そしてまた次へ行くと。それを10続けて、それで向こうへ行ったら完成やから、次、来た人と、後ろ前になってハイタッチすると。そのようにしながら和やかにチームでやっていったり、自分でやっていったりすると。

これは何かといいますと、やはり認知症予防の中で、頭を使って体を動かす、こういうことなんです。私が言うまでもない話なんですけども、そういうのもあるということで、ぜひこういうのも取り組んでいただいてもええし、私は私なりにそういう地域で取り組んでいこうと思いますので、またよかったら御支援もいただきたい、そういう思いでお話しました。

そういうことでちょっと余談になりましたが、小学校エリアでは、公民館での研修や講習となりますが、町の支援といいますとそのような講習もありますが、一番言いたいのは、きめ細かな対応となれば、やはり近くにある集会所の利用ではないかと思うんです。今でもリタイアした高齢の人でも散歩をしてみたり、田んぼを見に行ったり、そんなんをしながらでも、なかなか集会所のほうへは足を運ぶのがちょっと難しいかなとか、用事もないのに行くのも何かなというのがあるんですけども、これからは集会所を利用するのも一つの案でないかと。よかったら、毎日、集会所をそういう場に使うてもらえよというようにも考えます。なじみの場所といえば、やはり近くの集会所でないかと思しますので、今後、介護予防と介護支援の要領を専門職の人から伝授いただき、集会所でそういう話を聞いてなれていけば、また地域で支え合いができる状態に持っていく、これが理想じゃないでしょうか。包括ケアシステムの原点に立ってもらえよ、こういう話もわかっていただけるとはいいかということをお話ししました。

こういう理想を現実にしていくプランは、今、行政のほうでお持ちでしょうか。そういうところをお伺いします。以上です。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 関議員さんの再質問にお答えします。

まずは、認知症で困っていますが、介護保険等のサービスを利用されていない方を知ることから始めます。

包括支援センターでは、高齢者の方を訪問している職員がいます。この職員から情報を知り、また、民生委員さん、御近所の方からの情報もあります。介護保険関係者、このような方は担当の介護保険利用者のみならず、周辺の方のことも知っておられる方もおり、情報を提供していただけることもあります。

また、近隣の介護支援専門員とは2カ月ごとにケアマネ連絡会議を開催しており、この中で情報を得たりしております。このような方法で得られた情報により、地域包括支援センターの職員が訪問などを行っております。介護保険の申請は、いつでも受け付けております。なお、介護保険のサービスも介護保険の申請を行った日より利用できるようになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、関洋三君。

**○関洋三議員** 私の再質問もこれで最後になろうと思っておりますけれども、私のいいたいことのポイントの一つだけ聞いてほしいと思って申し上げたいんですけども、要するに、先ほどちょっと申し上げましたように、どんなエリアでいきますと、やっぱり公民館とかこちらのほうの施設を利用しての研修とかいうのはしっかり取り組んでおられるし、また、これからもその一層の充実を図られると思うんですけども、大事なことは、先ほど申し上げましたように、なかなかこちらのほうへ来にくい、公民館へ行きにくいという人もやっぱりおられるので、いろいろ町、市の対策を調べてみたら、こういうこともあるんです。せめて5人以上手を挙げておけば、来ていただくと。それはどこかといったら、一番近くの集会所など。また、集会所がなければ、この家とかです。班長さんの家とか、リーダーさんの家とかいうところへ来てもらって、そういう話をしてもらおう。ずっとするわけじゃなくて、先ほども申し上げましたように、それになれば、お互いがそれをやっぱり助けてやっていく土壌ができるんでないか、そういうきっかけを行政は目標にして進めてもらいたい。まずは、5人以上手を挙げれば、喜んで行って話しますよというような体制を、それは人数のかげんや何かもあって、すぐにはなかなか難しいかわかりませんが、例えば一般の人でそういう人をつくっていったらええわけなんで、そういうのはやっぱり政策提言になりますか。そういうのを議会で申し述べることによって、やっぱり皆さんにも期待度が上がっていくんでないか、聞いていただける人も、そういう私は狙いがあるんですけども、それについてええ答弁をいただければ、聞いていただいとる人も安心していただけるんでないかというふうに思いますので、最後の再質問になりますが、御答弁願いたいと思います。以上です。

**○田岡秀俊議長** 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

**○佐喜福祉保険課長** 先ほど、関議員さんの質問の中でいろいろなエクササイズがあるということで御質問もいただきました。

私どのほうではコグニサイズというような名前のついたエクササイズを、今、実践してございます。呼ばればどこへでも行って、5人なり、そこら辺の人数からコグニサイズを広めていきたいと思っております。

コグニサイズにつきましては、どのようなことかと申しますと、一つのことをしながらもう一つのことをする。例えば、歩きながら頭の中で引き算をするとか、何か手で違うことをするとか、そういったことで、一遍に二つのことをするようなことを実践してございます。保健師2名ほどが各所に出向いて、コグニサイズを広めております。

それから、地域でということが先ほどの質問の中にございました。そのことにつきまして少々お話をさせていただいたと思います。

認知症施策を行うに当たりましては、議員御指摘のとおり、地域の方のお力をおかりして実施したり、世代を超えて認知症を理解していくのが地域で支え合う状態になる早道と考えてございます。

現在、取り組んでおります認知症施策について御説明させていただきます。

まず、認知症サポーターの養成についてでございます。

この認知症サポーターに本年3月末で1,366人に登録をいただいております。現在まで地域にお伺いしたり、また、町内の職場にお伺いして、認知症のことを御説明してサポーターになっていただいております。

サポーターはこのようなことをせないかんという使命はございませんが、帰って御家族の方、御近所の方に認知症のことを伝授していただくというようなことでございます。

また、昨年からは小学校5年生の児童を対象に、各学校にお伺いいたしまして、認知症キッズサポーターを養成しております。

次に、認知症カフェでございます。

これは、地域包括支援センターが主体となって実施しているのと、個人や社会福祉法人が実施しているのがございます。地域包括支援センターでは、町内3カ所で1カ月に一度ずつ実施しております。

また、社会福祉法人の方が1カ所で実施しており、また、個人の方が1カ所、本年中に実施を計画しております。

認知症カフェの運営は地域の方のボランティアで運営しております。ここには認知症の相談ができる人を置くことが求められております。

次に、認知症予防のための出前講座でございます。

これは、自治会の集会であったり高齢者大学など各種の集まりにお邪魔し、認知症のお話を行っております。お声がけいただければ、保健師などの専門職が出向き、お話をさせていただきます。

最後に、関議員さんの質問の認知症に一貫していることございまして、認知症初期集中支援チームでございます。本年4月より実施しております。

これは、認知症についての介護サービスや医療などを利用していない方を対象に、その家族や本人をチーム員が訪問し、必要な介護や医療に結びつけていこうとするものでございます。医者、保健師、社会福祉士の専門職3人でチームを編成しております。以上、大まかなものを説明させていただきました。

これらの施策を通じまして、地域が支え合いができる状態になる一助になればと考えてございます。

施策につきましては、厚生労働省が示します認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランとして実行させていただいております。

以上、関議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

**○関洋三議員** 最後の3番目、自主防災組織設立についてをお尋ねいたします。

各自治会や小自治会において自主防災組織の設立に躍起になっている現状ですが、それにあわせて地区単位、すなわち約小学校エリア単位での組織充実も大事であろうと。

高篠地区においても、来月の7月9日、日曜日に、高篠地区自主防災会議の設立総会を目指して準備をしているところです。あくまでも自主性を尊重して進めていこうと考えます。そして、参加される多くの皆さんからの意見や提案を尊重し合い、調査や研究とともに高篠地区に似合ったいいものにしていきたいとも思っております。

幸いにも、高篠地区には公設消防団はもとより自衛消防団が3団体、そして高篠エリア全域にかかわる婦人防火クラブもあります。これこそ自主性を重んじる団体です。平時においても、有事以上のネットワークの構築とともに、防災におけるキャリアとして防災会議のリード的存在だと信じています。

来月に、早速、高篠地区自主防災会議を立ち上げた場合、行政からはどのような援助や支援が受けられるのでしょうか。高篠地区以外においても興味深い話だと思います。今年度の自主防災組織施策全般にわたって詳しくお知らせ願いたいと思います。お願いします。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 関議員さんの3番目の御質問は、自主防災組織設立についてでございます。

自主防災組織につきましては、特に阪神淡路大震災の経験により、多くの住民の生命を救ったのは地域住民であるという結果から、自主防災活動が地域防災のかなめであるとされ、全国的に結成と活動を推進しているところでございます。

まんのう町におきましても、主に自治会単位で結成される自主防災組織に対して、防災訓練や啓発事業などの実施に係る経費等のソフト事業では、基本額2万円プラス500円に世帯数を乗じた額、資機材を購入した際のハード対策事業では、当該事業に要した費用の3分の2で40万円を限度とする額の助成を実施しているところでございます。

しかしながら、自主防災組織の結成届け出数は、現在、25団体と伸び悩んでおり、その要因として、自治会長の任期やその責務、危機意識の地域格差など、さまざまな問題点が考えられています。これ以外にも、防災士の資格取得の補助や防災担当職員による出前型講習会の講師派遣、また、本年度6月からは、新たに防災アドバイザーとして元陸上自衛隊2等陸佐、楠見司朗氏が着任されましたことから、講演のバリエーションがふえるも

のと期待いたしております。

現在まで自治会単位で結成に向けた取り組みを実施していたところですが、先ほどの問題点の改善策として、地区連合自治会単位で自主防災活動を推進することにより、単位自治会への自主防災組織結成促進支援や情報交換など、組織間の連携及び防災訓練の実施など、地域の相互連携により自主的に組織結成や運営を推進することにより、地域防災力の充実強化を目指しております。

このような方針に先立ち、昨年度、仲南地区及び吉野地区において、連合自治会により自主防災組織連絡協議会を結成した上で、各自治会長の皆様の御協力のもと、単位自治会での自主防災組織結成推進と防災訓練の実施をモデル的に行ったところ、新たに自主防災組織が結成されるとともに、防災意識の醸成が図られるなどの一定の効果がございました。

そこで、本年度から自主防災組織連絡協議会活動事業補助金において、地区連合自治会を母体とした地区自主防災組織連絡協議会の結成をお願いするとともに、協議会が実施するソフト事業の経費について、年度当たり10万円を上限に支援するものとしております。

助成対象となるソフト事業の内容としては、チラシ、パンフレット等での啓発事業、防災訓練の費用及び研修等に要する経費について助成を行うものとしております。

地震災害や大雨災害など、日本各地で毎年のように発生している自然災害に対応するには、地域の皆様による自主防災活動が最も重要とされており、まんのう町においても、引き続き、自主防災組織の結成とその活動を支援するとともに、災害犠牲者ゼロを念頭に防災体制の充実を推進する所存でございますので、今後とも、御協力のほどよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、関洋三君。

**○関洋三議員** ありがとうございます。時間の関係で最後の再質問になろうかと思っておりますので、これから申し上げることにつきましては、御所見をお願いして、それで今の執行部の考えのバロメーターをちょっとはかってみたいと思いますので、お願いしたいと思っております。

自主防災組織での研究課題を数点申し上げますので、ぜひ御所見をお願いしたいと思っております。

県道沿いの、これは私どもの県道で言いますと炭所西善通寺線ですけども、それと県道から善通寺線が交差するところから南のほうの県道におきまして、水路構造物で宅地側のコンクリートの天端に、ホームセンターでも数百円、400円から600円ぐらいで購入できる、今、はやりの、庭にもちょっと差したりおいたりできますLEDライトの簡易ソーラーをところどころ置いて、5メートルか10メートル間隔ぐらいにちょっと並べて、延長300メートルほど並べております。夜はすごくきれいです。また、それでどのぐらいきれいかといいますと、高松空港の夜の飛行場みたいな感じがします。それによって、昼もきれいにしようということで、歩道を竹ぼうきではいたりする人もあらわれております。そういうことにもつながっております。

この通称明かりロードは何がいいかといいますと、きれいでもあるんですけども、もしものとき、電気がとまったとき、大変有効じゃないかと思うわけなんです。そういう利用もあるんじゃないかと思しますので、皆さんから支持いただいております。

また、次には高篠のことですけども、高篠には公民館が二つありまして、二つの公民館の名前が、すごくちょっと言いにくくてややこしいので、私はそう思いますので、高篠ふれあいセンターを西公民館、そして高篠コミュニティセンター、はや、舌が回りにくいですけども、高篠コミュニティセンターを東公民館と呼ぶようにしました、これは私ですよ。行政の支援をいただいて呼ぶようには全くしておりませんので、何ぼ言ってもなかなか難しいようなので、ただ、私はそのように呼ぶようにしております。

これは何かといいますと、やはり有事の際に役に立つと思います。どうしてかというたら、わかると思います。そのときになって、慌てて、どこや、ここや、まして二つ公民館があるところは、そういうところに配慮しないと、どっちかということで、命にかかわる問題も出てくるかわからない、有事の際は。そういうことと、速やかにわかりやすく名前をつけて言い合うのはいいんじゃないかと。こういう身近な話ですけども、そういうことです。

それともう一つは、これも公民館の話ですが、案外、気がつかない話なんですけども、調理場のガラス戸袋、ここにもたくさんの唐津の食器がありますけども、これが大変危険だと思います。そして、これは家のほうやったら、皆さん、しっかり考えてくださいよ、割れないようにしてくださいというようなことで、我が家でも対策を講じとるんですけども、案外、公共の施設になると、なかなかそこまで気がつかないとか、自分が言っても仕方ないかと思ったり、そしたら館長にどうですかいうても、なかなか館長も、すぐそしたら割れないものに変えましょうとかいう、予算の関係もあったり、そういう意識もなかなか難しいんじゃないかというようなことで、それで今までそのままの状態でないかと思うんです。

今、申し上げましたように、個々にはそういう指導をしたり、防災のパンフレットにも、そういうのに注意しましょう、何とか対策しましょうと書いとるんですけども、そこに、括弧、特に公共施設は一番に対応してくださいとでも書いておけば、そしたら性根入るんじゃないかと思うんですけども、何か発想は逆で、公共施設は後回しでええがと、いつでもええがというような感じがうかがえるんです。よくないことじゃないかというように、最近、気がつきました。

そういうことで、ここで、皆さん、知った限りは、みんなでこれをやっぱり対応していくというようなきっかけにしてほしいと思います。要するに危険なので、地震で割れない戸袋、そして割れない食器、小学校などは割れない食器を使っとるじゃないですか。ただ、普通のプラスチックにかえてくださいとって、プラスチック自体が何かいろいろ問題があるので、それは小学校で使ってる同様なものでないといかんと思いますので、そういうものを購入するとお金もかかりますけども、これからはそういう方向転換をして考えてい

くべきでないかというふうに思います。

次に、これは最後の思いつきというか、提案になりますけども、AED、よく消防署の人が来てから教えてくれますけども、あのAEDは、今現在、高篠には3カ所にあるんです。私が把握しとるところは、小学校の体育館の外壁、校内ですけども、それと、今、申し上げました西公民館の建物内、これは建物の中です。そしてもう一つ、これは案外、皆さん、知っておられんですけども、この際、公表しますけども、福祉法人正友会の介護施設、御存じだと思んですけども、小学校の近くにありますが、そこにもあります。これは所長の方が、昨年、防災教室と介護教室を開いたときに、介護教室で御厄介になったときに、所長のほうからこの話を持ってきていただきまして、うちにもあるので、よかったら使ってくださいよというような話をいただきましたので公表しますけども、ただ、どれも夜間の使用は100%とは言い切れなく、難しいです。

そういうこともあって、これから三つだけではということになりますので、四つ目も当然考えていただいとると思いますので、公共施設としては、今、二つですけども、小学校と西公民館、その次ということを考えていただくのであれば、これも私の提案ですけども、勝手な解釈ですけども、これは管理が行き届いている、いつもオープンで、どこかといいますと、駐在さんに置いてはどうでしょうかと。これは管理監督する県知事さんに頼んでみないかと思うんですけども、そういうことでお願いしたいというふうに思います。

それと最後の提案になりますが、最後に町の職員の皆さんですけども、きょうも職員のことでも話が出ておりましたが、そういう職員のことになりますが、有事の際は、役割と責任が違うからというようにいつも言われます、職員の動きはですよ、それは当然でしょう、有事の際は。ただ、どういう想定になるかわかりませんが、そういう役割と責任が違うというんじゃないで、いつもの平時の努力が有事に生かされると、これが基本の考えじゃないですか。有事のときにどうなるかというのは誰もわからんわけで、さっきの私の言った1年後がわからんと同じように、誰もわからんわけなんで、そういうことで、平時に、今の時点でどのような対応をしておくかというのが基本じゃないかと思うんです。

そういうことで、例えば地区の敬老会には、ぜひ受付で若い職員さん、応援してくださいと。それはせえとかせんとかいう話じゃなくて、してください。そういうことによって、先ほどの福祉の話ですよ、お年寄りの顔も覚えてもらえるでしょ。そしたら、本人も仕事しやすいとか、そういうように考えていったらいいんじゃないかと思うんです。

これをソフト面とすれば、ハード面では、ハードという言い方がいいか悪いかわかりませんが、やっぱり役場で防災士の資格も取ってください、これは前から言っとるように。大げさに考えなくて、町役場で防災士資格のマニュアルとつくって、紙1枚、2枚見てやることから始めたらいいんじゃないでしょうか。それで、職員みずからがやっぱり行動を起こせば、その影響力はやっぱり住民に伝わってくると。それが防災意識の向上になってくるんじゃないかと思います。専門職の方に来ていただいたので、こういうことをきっかけにそういう話も考えていただきたいというふうに思います。

いよいよの最後になりますけども、こういう話、この質疑応答が防災に強いまちづくりの第一歩になるんでないかというようなことを思って、私、お話ししましたので、そういうことで、ぜひ執行者の御所見等をお願いしたいと思います。以上です。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 関議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

AEDの高篠駐在所設置と職員の防災士資格取得についての御質問でございます。

LEDや簡易ソーラーシステムによる照明等につきましては、震災等でライフライン被害が発生した場合の夜間の避難誘導には有用であると考えられます。関議員の地域防災への御支援と御協力に対しお礼申し上げます。

また、関議員の御質問は、高篠ふれあいセンターと高篠コミュニティセンターの名称についての提案で、高篠ふれあいセンターを西公民館、高篠コミュニティセンターを東公民館と呼称することにつきましては、地域住民の方々が親しみやすい通称で呼ぶことについては特に問題はないと思います。

次に、地震防災対策として、公民館調理室の食器棚のガラス戸を割れにくいもの、また食器を割れにくい食器に交換してはとの提案でございます。

近年発生した大きな地震による被害は、建物の倒壊に加え家具類の転倒による死傷者が多数報告されております。家具類の転倒、落下により家具類の下敷きになったり、避難路となる出入り口がふさがれたり、割れた食器やガラスでけがをするなど、多くの被害が発生しているため、食器棚の転倒防止対策やガラス戸などには飛散防止フィルムを張ったり、食器棚の開き戸にはストッパーを使用することが大変重要であると考えております。

次に、AEDを駐在所等に設置する件につきましては、夜間の近隣の方々の使用を含め、関係機関との協議を行ってまいります。

ただし、AEDの使用が必要と思われる場面に遭遇した場合において、AEDが近所になく、あってもとりに行く際に時間を要したり、AEDをとりに行くための人員が不足している状況においては、119番通報を第一に行うとともに、救急隊到着まで傷病者の救命措置を優先し、AEDをとりに行く余り、傷病者への救命措置を後回しにすることがないようにすることなど、救急救命措置に関する広報、啓発についても実施していく所存でございます。

また、町職員の防災士資格取得についても推進する必要があると考えております。職員の防災対応につきましては、現在作成中の業務継続計画の担当者会などにおいて、南海トラフ大地震を想定しての図上訓練や応急対応業務の確認、検討作業を繰り返し実施するなど、各課が実施する災害時に特化した業務遂行における体制の充実、強化を継続的に推進しているところでございます。

また、毎年4月の新入職員研修においても、災害対策基本法を初めとする関係法規やまんのう町地域防災計画、防災に関する基礎知識などを題材にした防災研修を実施いたしております。

あわせて、本年6月から採用しております防災アドバイザーによる職員研修を実施することで、職員の災害に対する知識や災害対応について研さんし、習得に努めてまいり所存でございますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、職員の地域貢献行事の参加につきましては、積極的な参加について、引き続き、指導してまいりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 以上で、6番、関洋三君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後2時50分まで休憩といたします。

**休憩 午後 2時32分**

**再開 午後 2時51分**

**○田岡秀俊議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

11番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

**○松下一美議員** それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、国道438号の問題点を問うと、2番目には、県道長尾丸亀の緊急点検をされてはとの2点につきまして質問させていただきます。

まず、国道438号についてお伺いいたします。

先般の議会報告会のなごみ館におきましても、一向に進まない歩道についても、できるだけ早く設置の要望が数多くありましたが、少し進展が見られるやにも伺いました。

また、佐岡交差点南の未拡張区域につきましても、今までにも要望はしてまいりましたが、土地の問題によるものか、一向に進む気配が感じられません。交差点近くになって、急に車線が絞られるため、朝夕の通勤時間帯は非常に危険を感じております。

また、交差点の北へ丸亀の境までにおきまして、3カ所ほど東部かんぱいの空気弁があり、車線西側のちょうど大型車両においてのタイヤの通る位置にあり、3カ所とも3センチから、深いものになれば5センチほどの陥没が見られております。通行のたびに大きな音が発生し、付近の方は夜中によく起こされております。担当課へお願いをしておりますが、その後、どのような状況になっているのか、以上、3点について町長にお伺いいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下一美議員さんの御質問にお答えいたします。

松下議員さんの1番目の御質問は、国道438号の整備促進についてでございます。

議員御承知のように、当該国道は3桁の国道で香川県管理の国道でございますことから、御質問につきましては、香川県中讃土木事務所より回答を得ております。その報告をさせていただきますと存じます。

まず、国道438号の丸亀市綾歌町境より札の辻にかけての歩道整備についてござい

ますが、国道438号の交通安全事業は、県道長尾丸亀線との交差点である佐岡交差点から南へ札の辻バス停留所付近まで約1.8キロメートル区間において歩道整備計画があり、当区間を2区間に分けて整備を行っております。

この2区間のうち北側区間、佐岡交差点から松木神社付近までの約850メートルの区間につきましては、平成13年度から整備に着手し、現時点において整備がほぼ完了しているものの、一部未買収による未整備箇所がある状況となっております。

この未買収地については、用地買収に必要な手続などに問題があり難航しておりますが、引き続き、問題解決に取り組んでまいります。

また、松木神社から先線の南側区間の約1キロメートルの未整備区間につきましては、長炭小学校の児童の通学路等として利用されていることから、現在、整備に向け現地測量等の作業を進めているところであります。以上が香川県からの報告でございます。

町といたしても、引き続き、早期完成に向けた取り組みを香川県に対し要望してまいりますとともに、香川県と協力し、ともどもに事業推進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、佐岡交差点より北側の道路用地内に占用されております水利組合の農業用施設となる空気弁取り合わせ部分の修繕につきましては、県道を占用している水利組合が修繕することになります。現在、水利組合に対して修繕を依頼しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたしまして、松下議員さんの答弁とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、11番、松下一美君。

**○松下一美議員** 今、町長から答弁をいただきましたけど、歩道につきましても、できるだけ間をあけることなく、続けて事業をお願いしたらと思っております。

そして二つ目に質問いたしましたけど、質問の中に、町長の提出の中では漏れておるかもしれないんですけど、未拡張部分については、用地の問題もあるのかもしれないんですけど、一向に進む気配がないということで、今、申し上げましたが、そこら辺についてはどのような状況になっておるかをお知らせいただきたいと思っております。

**○田岡秀俊議長** 答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

**○池田建設土地改良課長** ただいまの松下議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、先ほど申されました箇所につきましては、相続の関係もございまして、かなり年代がさかのぼりますことから、枝分かれが多うございます。それにつきましては、町長のほうも答弁いたしましたけれども、県のほうで、今、進めておるところでございます。

ただ、ちょっと難航しておるところがございまして、まだしばらく時間がかかるということでございます。以上でございます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、11番、松下一美君。

**○松下一美議員** 今、担当課長から話がありましたけど、大分さかのぼりますと、瀬戸大橋につきましても、これは国家事業でありましたけど、私の近くの方が県の用地課の責任者でありました。そういう関係で、ある所有者におきましては、ブラジル在住という

方もあったそうであります。そういう中でありましたけど、やはり日本には商社とかいろいろ会社がありまして、世界各地に駐在員をそれぞれの会社で持っております。そういう中で、県においても、判を一つもらうのに、飛行機で出張して何日もということはなかなか大変であったそうであります。そういう中で、商社の駐在員の積極的な協力をいただきまして、判をもらうことができたんだということがありました。

やはり、今、言われた佐岡の信号の南の未整備区間につきましても、町のほうから県当局へ積極的な働きをいただきまして、買収にもう少し力を入れていただきたいと思っておりますので、その点につきましてよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、町のほうといたしましても、県と一緒に取り組んで解決に進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、11番、松下一美君。

**○松下一美議員** 今、町長の答弁でも積極的にということでもありますので、なおお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 以上で、1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問を許可いたします。

**○松下一美議員** 2項目めの県道長尾丸亀線の緊急点検をされてはということであります。

県道長尾丸亀線の佐岡交差点より琴平方面に向きまして、国道32号バイパス高架橋の下までの祓川までの約1.9キロ、これにつきましては、先般の総務常任委員会におきましても、平成25年1月から現在までに6件ほどの事故の報告がされていましたが、最近でも、2月3日に正面衝突により車両が横転する事故により、私もたまたま遭遇したんですけれども、一時的に交通規制が行われていました。

そしてまた、4月10日には、午後4時過ぎですか、軽四貨物車と普通貨物車との事故により、1の方が亡くなっております。運転されていた方々にも原因はあろうかと思われませんが、現場近くの1キロ余りの区間には急なカーブが5カ所ほどあります。そしてまた、うち2カ所につきましては非常に見通しが悪く、道路状況そのものにも原因があろうかと思われま。

その第一点が、町長にも写真を提示しておりますけど、岩薬師の付近におきましては草が茂り、道路の真下には長尾地区からの排水路が横断しております。道路からは全く見えませんが、川幅も2メートル80余り、深さにつきましても、先日、はかってみましたところ、2メートルはあります。そういう中で非常に危険な地域であります。

また、境内の石垣から川までの約8メートル余りにつきましても、道路の北側に幅40センチ、深さ60センチ、全長8メートルの排水路があります。しかし、草が茂っておれ

ば、歩行者、自転車、バイク等は全く見えなくて、非常に危険であります。グレーチング等でふたをしていただきたいと思いますところでもあります。

やはり、これも県の中讃土木事務所との話になっていこうとは思われますが、川のところにも、できれば鉄板等で歩道を設置され、フェンスあるいはガードパイプ等で安全確保を図っていただきたいと思います。

ナマズ岩より32号バイパス高架橋下までにつきましても、流木、そして草等により、片側一車線は全く見通しがききません。地元の方に聞くと、民地ではなく、県道ののり面に植わっていると伺っております。幹の周りにつきましても、やはり1メートル90センチほどの大木であり、草も茂り、見通しも悪くしております。民もあるかもしれませんが、確認の上、お願いしたらと思いますけど、木の伐採とか草刈り等を早急に実施いただければと思っております。

中讃土木との現地調査というのもやられておるかとは思われますが、できれば旧道と新道の間に深さ約4メートル余りの羽間の出水もありますが、なかなか難しい問題点も多いところでもあります。長さにつきましては約30メートル、東側につきましては35メートルほどであります。三角のデルタのような状況のところでもあります。歩道は全くありません。非常に危険きわまりないところでもありますので、歩道の設置が望まれますが、これらの点につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員さんの2番目の御質問は、県道長尾丸亀線の緊急点検についてでございます。

議員御承知のように、当県道は香川県管理の道路でございますことから、本質問につきましては、香川県中讃土木事務所より回答を得ております。その報告をさせていただきたいと存じます。

当県道長尾丸亀線は、国道438号の交差点である佐岡交差点から県道高松琴平線祓川大橋付近の区間においては、カーブが急な箇所や歩道が未整備の箇所もございます。

先般、4月10日に当路線のカーブ箇所において、車両2台による交通死亡事故が発生したことを踏まえ、警察及び県関係機関等による現地診断を4月28日に実施したところであり、今後、交通事故防止対策として、道路管理者である中讃土木事務所が速度減速を促す路面標示や薄くなっている区画線の引き直しなどを実施するとのことでございます。以上が香川県からの報告でございます。

なお、立木等が茂り見通しの悪いところもありますので、現地確認を行い、香川県に対し対策を講じていただくよう要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、11番、松下一美君。

**○松下一美議員** ただいま、中讃土木事務所において現地調査をされたということでもあります。

そういう中で、6月に入りまして、速度を落とせという表示が道路にされたところであ

りますけど、私は、道路部分だけについて現地調査をやって、これで一応終わったんだという形でなく、抜本的な解決を図っていただきたい。それはやはり町のほうから強く要望していただきたいと思っております。

この写真を見ておられますと、道路側からは全く歩行者あるいは自転車、バイク等につきましても、深い溝があるということもわかりません。そしてまた、2メートルほどの川があるということもなかなか見えないところでありまして、また、一部については、今月に入ってから草も刈っていただいております。

しかし、川の上は鉄板なり歩道部分として、幅は幾らとは申しませんが、1メートル50なり2メートルの鉄板なりで、そこへフェンスなりガードパイプなりを設置していただきたいかなと思っております。

そしてまた、この歩道が全くない箇所といたしましても、ここにおいても、二十数メートルにおいては歩道部分はありません。そういう中でありますので、非常に通る方、自転車、バイク等、歩行者ももちろん非常に危険を感じておるところでないかと思っております。

そしてまた、国道32号のバイパスの下についてでありますけれど、この間も30メートル余りについては歩道がありません。そういう中でありますので、できれば早急に県とも相談をいただきまして、歩道が未整備ですので、歩道の設置というのは強く要望したいと思っておりますので、その点についてお答えいただきたらと思います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

**○池田建設土地改良課長** 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

御承知のように、この県道、カーブもかなり多くて、長尾丸亀線でございますが、草木等もやはり最近になりますと伸び放題というようなことで伸びてくると思っております。そういった点につきましては、現地調査のほうも県に見ていただきまして、速やかな対応をしていただきたいというふうに協議してまいります。

それから、歩道がない部分につきましても、県と協議いたしまして、前向きな方向を県ともどもに安全対策の一環としてやっていかないと私も思っておるところでございますので、県と協議してまいります。

それから、先ほどの大木の関係もございまして、こちらについては議員さんもおっしゃっておられたとおり、民地との境界等もあると思っておりますので、道路区域がどこまでかというのも、これもまた現地調査の上、県のほうに対処していただきたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましては安全対策に、当面できるところから、実施に向け香川県及び関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、11番、松下一美君。

**○松下一美議員** 今、言われたバイパスの下についてでありますけれど、バイパスの高架橋の下から祓川につきましても、これも民の土地でありましたけど、竹林でありまし

たけど、その部分につきましては数年前に歩道が設置されております。北側ができて南ができないというのも、なかなかこれもおかしい問題かと思っております。

しかし、この三角州のところにおきましては、下脇に羽間の出水があります。土器川からの取り入れ口と思われます。しかし、この間、はかってみますと約4メートルありますので、羽間の水路の方々の御理解がいただければ、その上を歩道設置すりなり、私も地元でありますので、羽間の方々にお願いにまいらなければならないかとは思っております。

そういう中でありますので、なぜこれを言うかと申しますと、片側一車線ということは、北側から南の長尾方面へ向かってくる車、そしてまた、最近は金属会社があります。そういう中で大型トラックなんかは上のバイパスからおりてきます。これは全く私たちが琴平方面へ向かっている場合には、目に入らないところであります。そういうときに、そうは言えませんが、センターラインをオーバーするような形で大型車両が南へ向いて回ってくるのが時々あります。そういうときは、視界がよければ、大型のトラックが来よるな、バイクが来よるなということが自分で事前に準備ができます。しかし、急に飛び出しとは言いません、でもセンターラインをオーバーいう形で出てこられますと、運転しておる立場においても危険を感じるころであり、まさか間違うと大きな事故につながるかと思っております。そういう点で、そこら辺も理解した上で、なお、お願いしたらと思っております。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、この県道につきましては中讃土木事務所が所管ということでありますので、町のほうから十分県のほうへも、再三再四、お願いに上がりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○松下一美議員** そう長くは申しませんが、やはり事が起こってからといえども、この4月10日にはとうとい人命が亡くなったという、これらにつきましては、当事者につきましても、いろいろと双方に過失もあったかと思われまます。しかし、余りにも道路事情というのは改善されておられません。本来であれば、私は、この間の事故がありましたところからナマズ岩につきましては、国交省の河川課におきましては、川幅を狭めることはなかなか難しいと伺っております。しかし、その気になってやっていただけるのであれば、橋脚なりによってもう少しカーブが緩められるかなというような思いもあります。しかし、それはなかなかまいりませんが、緊急にできるものについては、町のほうからしっかりと御要望していただきますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 以上で、11番、松下一美君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、6月9日午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

**散会 午後3時14分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月8日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員